

閱 覧 用

— 皆様のご意見をお寄せください —

杉 並 区

バリアフリー基本構想

(案)

～誰もが暮らしやすく、共に支えあうまち 杉並～ を目指して

平成25年5月
杉 並 区

ご意見をお寄せください(区民等の意見提出手続き)

杉並区では、平成15年に交通バリアフリー法に基づく「杉並区交通バリアフリー基本構想(旧構想)」を策定し、駅や道路など交通関連施設のバリアフリー化に取り組んできました。その後、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」(バリアフリー法)が施行されたことも踏まえ、これまでの交通関連施設に加え、建物や公園など誰もが利用する施設も対象に、より面的・一体的なバリアフリー化に取り組むため、学識経験者、区民団体代表、関係事業者等で構成する「杉並区バリアフリー基本構想検討協議会」で検討を重ね、旧構想を発展的に見直した「杉並区バリアフリー基本構想(案)」をまとめましたので、皆様のご意見を伺います。

郵便、ファックス、Eメールまたは閲覧場所に設置しました意見提出用紙に書いて、ご意見をお寄せください。区公式ホームページの「電子掲示板」に、ご意見を書き込むこともできます。

なお、ご意見をお寄せいただく際には、お名前・ご住所(あわせて在勤の方は勤務先の名称と所在地、在学の方は学校名と所在地)、事業者の方は事業所の名称・所在地・代表者氏名をお書き添えください。(公表はいたしません)

いただいたご意見の概要とそれに対する考え方は、平成25年8月頃に公表する予定です。

【 観 覧 場 所 】

都市整備部都市計画課(区役所西棟5階)、区政資料室(区役所西棟2階)、区政相談課(区役所東棟1階)、保健福祉部管理課(区役所東棟3階)、和泉保健センター、区民事務所・分室・駅前事務所、図書館でご覧いただけます。

- ◎意見募集期間 平成25年5月11日(土)～6月10日(月)
- ◎意見提出先 杉並区都市整備部都市計画課
〒166-8570 杉並区阿佐谷南1-15-1
FAX 03(5307)0689
E-mail tosikeikaku-k@city.suginami.lg.jp
- ◎区公式ホームページ <http://www.city.suginami.tokyo.jp>
- ◎問い合わせ先 杉並区都市整備部都市計画課
TEL03(3312)2111(代表) 内線3507

目次

第1部 杉並区におけるバリアフリーの理念と方針

第1章 はじめに	1
1-1. 基本構想策定の背景	1
1-2. 基本構想策定の目的	2
1-3. 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 (バリアフリー法)について	3
(1) バリアフリー法の趣旨	3
(2) バリアフリー法に盛り込まれた新たな内容	3
(3) 法律の基本的な仕組み	3
(4) 主務大臣が定める基本方針における移動等円滑化の目標	5
1-4. 基本構想の位置づけ	7
第2章 杉並区バリアフリー基本方針	9
2-1. 基本理念	9
2-2. 基本方針	9
2-3. 事業推進のためのバリアフリー化分野別方針	11
(1) 公共交通	11
(2) 道路	13
(3) 特定路外駐車場	14
(4) 都市公園	14
(5) 建築物	15
(6) 交通安全	16
(7) 情報の提供	17
(8) 移動サービス支援	18
(9) 災害時の要援護者支援	18
(10) 心のバリアフリー	19
2-4. 目標年次	19

第3章 重点整備地区の選定	20
3-1. 重点整備地区選定の考え方	20
3-2. 重点整備地区候補の評価	21
(1) 数値評価	21
(2) まちづくり計画との連携	21
(3) 杉並区交通バリアフリー基本構想重点整備地区(高円寺地区) の取組み状況	22
3-3. 重点整備地区の選定結果	24
第4章 バリアフリー基本構想の実現に向けて	27

第2部 重点整備地区におけるバリアフリー推進計画 ＜方南町駅周辺地区＞

1. 方南町駅周辺地区の現状	28
2. まち歩き点検等による区民意見	29
(1)まち歩き点検等の実施概要	29
(2)まち歩き点検等での意見	30
3. 生活関連施設・生活関連経路・区域の設定	37
(1)生活関連施設の設定	37
(2)生活関連経路の設定	38
(3)重点整備地区の区域設定	38
4. 生活関連施設のバリアフリー化対応状況	40
(1)鉄道駅	40
(2)公園	42
(3)建築物	44
(4)バス停留所	57
5. 特定事業とその他の事業	61
(1)公共交通特定事業	61
(2)道路特定事業	62
(3)都市公園特定事業	63
(4)建築物特定事業	63
(5)交通安全特定事業	64
(6)その他の事業	65
6. 事業の推進に向けて	67
(1)特定事業計画の策定	67
(2)(仮称)バリアフリー連絡会による進捗の把握	67

資料

1 基本構想策定までの経過	68
2 杉並区の概況	69
2-1. 位置・地勢	69
2-2. 人口・世帯	70
2-3. 土地利用・建物	73
2-4. 公共交通・道路の状況	74
2-5. 施設の配置状況	76
2-6. 杉並区バリアフリーアンケート調査	79
3 用語解説	85

第1部 杉並区におけるバリアフリーの理念と方針

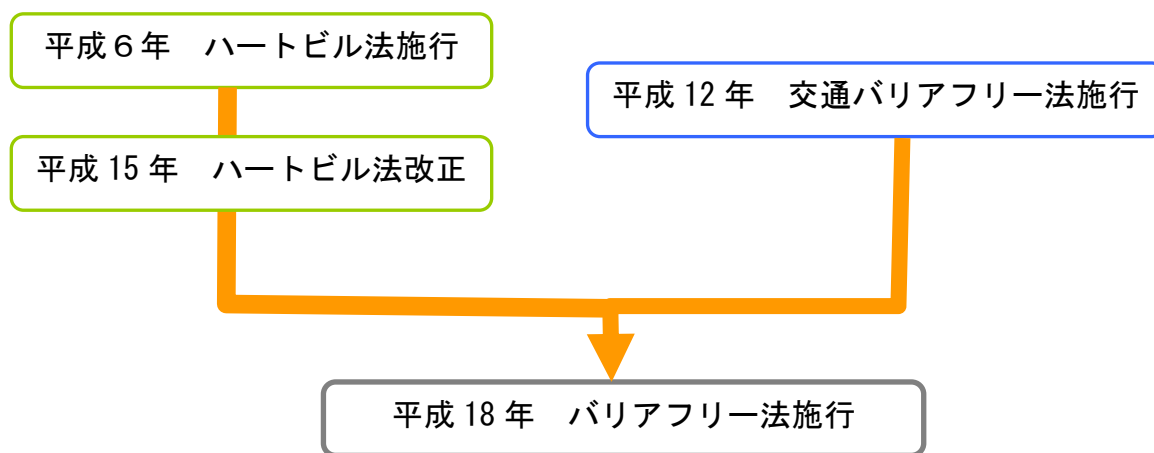
第1章 はじめに

1-1. 基本構想策定の背景

わが国が本格的な高齢社会を迎える中、杉並区の65歳以上人口も年々増加する傾向にあり、平成24年1月1日時点では約10.6万人（高齢化率：19.7%）になりました。今後も、高齢化が一層進展していくことが予測され、高齢者が暮らしやすい社会への準備を整えなければなりません。また、障害がある人もない人も、自分の意思で考え決定し、社会活動に参加・参画できる共生社会、ノーマライゼーションの実現が必要です。そのためには、個人の能力にかかわらず、すべての人が利用しやすく快適に楽しめるまちの実現を目指すユニバーサルデザインの考え方にに基づき、あらゆる人が利用しやすく、移動しやすいまちづくりを進めていかなければなりません。

杉並区では、誰もが暮らしやすいまちを目指し、平成12年に施行された「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」（以下「交通バリアフリー法」という）に基づき、平成15年12月、「杉並区交通バリアフリー基本構想」を策定し、JR高円寺駅、東京地下鉄新高円寺駅・東高円寺駅の3駅を含む高円寺地区を「重点整備地区」に設定し、概ね平成22年を目途に優先的に旅客施設や道路など交通関連施設のバリアフリー化に取り組んできました。

そうした中、平成18年12月、「交通バリアフリー法」と不特定多数が利用する建築物等のバリアフリー化を進めるため制定された「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律（平成6年施行）」（以下「ハートビル法」という）両法を統合拡充した「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（以下「バリアフリー法」という）が施行され、バリアフリー施策のより一体的・総合的な推進を図ることができるようになりました。

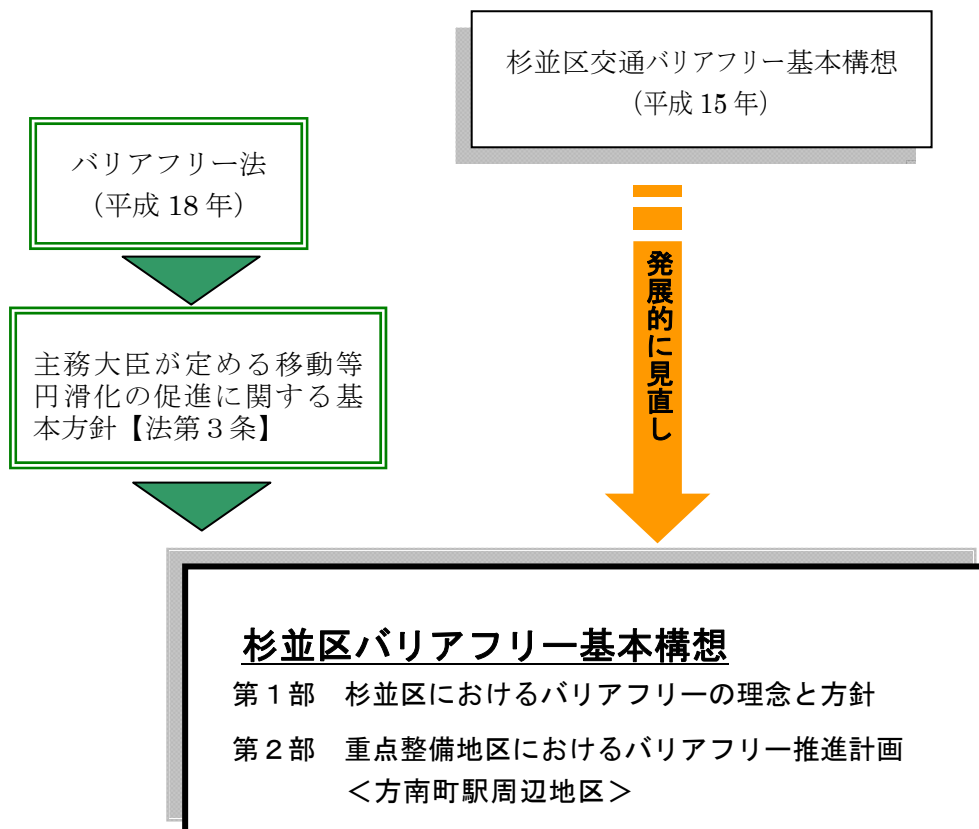


図：バリアフリー法整備までの経緯

1-2. 基本構想策定の目的

バリアフリー法に基づき、誰もがどこでも自由に移動でき自立した生活ができる生活環境整備を目指し、これまでの交通関連施設に加え、建物や公園など誰もが利用する施設も対象に、より面的・一体的なバリアフリー化に取り組むため、「杉並区交通バリアフリー基本構想」を発展的に見直し、新たに「杉並区バリアフリー基本構想」を策定します。

この「バリアフリー基本構想」では、ユニバーサルデザインの考え方に基づき、住宅都市杉並にふさわしいバリアフリー化の基本理念や基本方針を策定します。また、駅を中心に高齢者、障害者等が日々の生活に利用する施設を含む地区で、特に重点的にバリアフリー化を進める必要がある地区を「重点整備地区」に設定し、整備の内容やスケジュールなどバリアフリー化の目標を定め重点的にバリアフリー化を推進していきます。



1-3. 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）について

(1) バリアフリー法の趣旨

バリアフリー法は、高齢者、障害者などの移動や施設利用の利便性と安全性の向上を促進することを目的とし、その実現のため、公共交通機関、建築物、道路等のバリアフリー化を推進するとともに、駅を中心とした地区や、高齢者、障害者などが利用する施設が集まった一定の地区において、重点的かつ一体的な整備を推進するものです。

(2) バリアフリー法に盛り込まれた新たな内容

(交通バリアフリー法からの主な変更点)

1	対象者の拡充	身体障害者のみならず、知的・精神・発達障害など、すべての障害者を対象 (対象者は、障害者のほか高齢者、妊産婦、けが人など日常生活や社会生活に身体の機能上の制限を受ける者です。)
2	対象施設の拡充	これまでの交通機関及び道路に加え、建築物、路外駐車場、都市公園、福祉タクシーを追加
3	基本構想制度の拡充	バリアフリー化を重点的に進める重点整備地区の対象エリアを、旅客施設を含まない地区にまで拡充
4	基本構想策定の際の当事者参加	基本構想策定時の協議会制度を法定化し、住民などからの基本構想の作成提案制度を創設
5	ソフト施策の充実	バリアフリー施策の継続的・段階的な発展を目指す「スパイラルアップ」の導入と、「心のバリアフリー」の促進

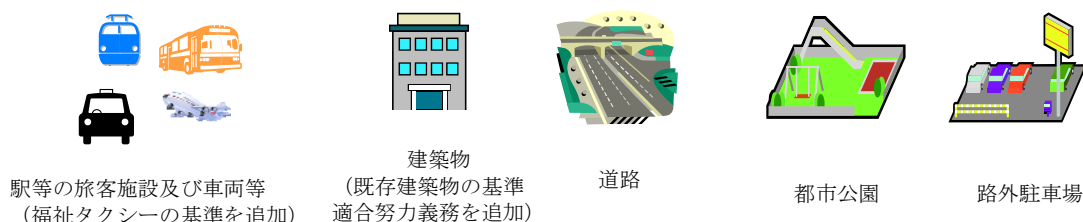
(3) 法律の基本的な仕組み

① 基本方針の策定（主務大臣）

主務大臣がバリアフリー施策を総合的かつ計画的に推進するための「基本方針」を作成します。

② バリアフリー化のために施設設置管理者等が講ずべき措置

公共交通機関、建築物、道路、都市公園及び路外駐車場を新設又は改良する場合、その規模や種類に応じ、施設ごとに定めた「バリアフリー化基準（移動等円滑化基準）」に適合させる義務があります。また、既存の施設については、基準に適合させるよう努力する義務があります。



発展を図る「スパイラルアップ」が国や地方公共団体の責務となりました。

バリアフリー化の促進に関する理解を深め協力をする事(心のバリアフリー)が、国や地方公共団体、国民の責務となりました。

(4) 主務大臣が定める基本方針における移動等円滑化の目標

主務大臣(国家公安委員会委員長・総務大臣・国土交通大臣)は、バリアフリー法第3条1項に基づき、平成18年12月、平成22年末を目標年次とする「移動等円滑化の促進に関する基本方針」を定めました。その後、引き続き着実なバリアフリー化の取り組みが必要であることから、平成23年3月31日にこの基本方針を改定し、告示・施行しました。

各施設の整備目標【平成32年度末】は下記のとおりです。(船舶、航空は記載を省略しています。)

		目標 【平成32年度末】	旧基本方針 (目標平成22年末)	
鉄軌道	鉄軌道駅(3,000人以上)の段差解消、視覚障害者誘導用ブロック整備、障害者対応型便所の設置	原則100%	原則100%*1	
	ホームドア・可動式ホーム柵の設置	課題を勘案した上で、優先的に整備すべき駅を検討し、可能な限り設置を促進	目標なし	
	鉄軌道車両のバリアフリー化	約70%	約50%	
バス	バスターミナル(3,000人以上)の段差解消、視覚障害者誘導用ブロック整備、障害者対応型便所の設置	原則100%	原則100%*1	
	乗合バス	ノンステップバスの導入	約70% *2	約30%
		リフト付きバス等の導入	約25% *3	目標なし
タクシー	福祉タクシー車両の導入	約28,000台	約18,000台	
道路	重点整備地区内の主要な生活関連経路を構成する道路のバリアフリー化	原則100%	原則100%	
都市公園	園路及び広場の段差解消等バリアフリー化	約60%	約45%	
	駐車場(車いす対応駐車施設の設置等)	約60%	約35%	
	便所(車いす対応便所等)	約45%	約30%	
路外駐車場*4	特定路外駐車場(500㎡以上)の車いす対応駐車施設設置等	約70%	約40%	
建築物	2,000㎡以上の特別特定建築物(百貨店、病院、福祉施設等の不特定多数が利用する建築物)のバリアフリー化	約60%	約50%	
信号機等	主要な生活関連経路を構成する道路において音響信号機、高齢者等感应信号機等の設置等	原則100%	原則100%	

*1 旧基本方針の目標については1日平均利用客数約5,000人以上のものが対象

*2 総車両数から適用除外認定車両数を除いた車両数のうち約70%

*3 適用除外認定車両数の約25%

*4 路外駐車場とは、道路の路面外に設置される自動車駐車施設で一般公共の用に供されるもの

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の基本的枠組み

基本方針(主務大臣)

- 移動等の円滑化の意義及び目標
- 公共交通事業者、道路管理者、路外駐車場管理者、公園管理者、特定建築物の所有者が移動等の円滑化のために講ずべき措置に関する基本的事項
- 市町村が作成する基本構想の指針 等

関係者の責務

- 関係者と協力しての施策の持続的かつ段階的な発展(スパイラルアップ)【国及び地方公共団体】
- 心のバリアフリーの促進【国、地方公共団体及び国民】
- 移動等円滑化の促進のために必要な措置の確保【施設設置管理者等】
- 移動等円滑化に関する情報提供の確保【国】

基準適合義務等

以下の施設について、新設等に際し移動等円滑化基準に適合させる義務
既存の施設を移動等円滑化基準に適合させる努力義務

- 旅客施設及び車両等 ○一定の道路(努力義務はすべての道路) ○一定の路外駐車場
- 都市公園の一定の公園施設(園路等) ○特別特定建築物(百貨店、病院、福祉施設等の不特定多数又は主として高齢者、障害者等が利用する建築物)

特別特定建築物でない特定建築物(事務所ビル等の多数が利用する建築物)の建築等に際し移動等円滑化基準に適合させる努力義務(地方公共団体が条例により義務化可能)

誘導的基準に適合する特定建築物の建築等の計画の認定制度

重点整備地区における移動等の円滑化の重点的・一体的な推進

住民等による基本構想の作成提案

バリアフリー基本構想(区)

- 旅客施設、官公庁施設、福祉施設その他の高齢者、障害者等が生活上利用する施設の所在する一定の地区を重点整備地区として指定
- 重点整備地区内の施設や経路の移動等の円滑化に関する基本的事項を記載 等

協議

協議会

市町村、特定事業を実施すべき者、施設を利用する高齢者、障害者等により構成される協議会を設置

事業の実施

- 公共交通事業者、道路管理者、路外駐車場管理者、公園管理者、特定建築物の所有者、公安委員会が、基本構想に沿って事業計画を作成し、事業を実施する義務(特定事業)
- 基本構想に定められた特定事業以外の事業を実施する努力義務

支援措置

- 公共交通事業者が作成する計画の認定制度
- 認定を受けた事業に対し、地方公共団体が助成を行う場合の地方債の特例 等

移動等円滑化経路協定

重点整備地区内の土地の所有者等が締結する移動等の円滑化のための経路の整備又は管理に関する協定の認可制度

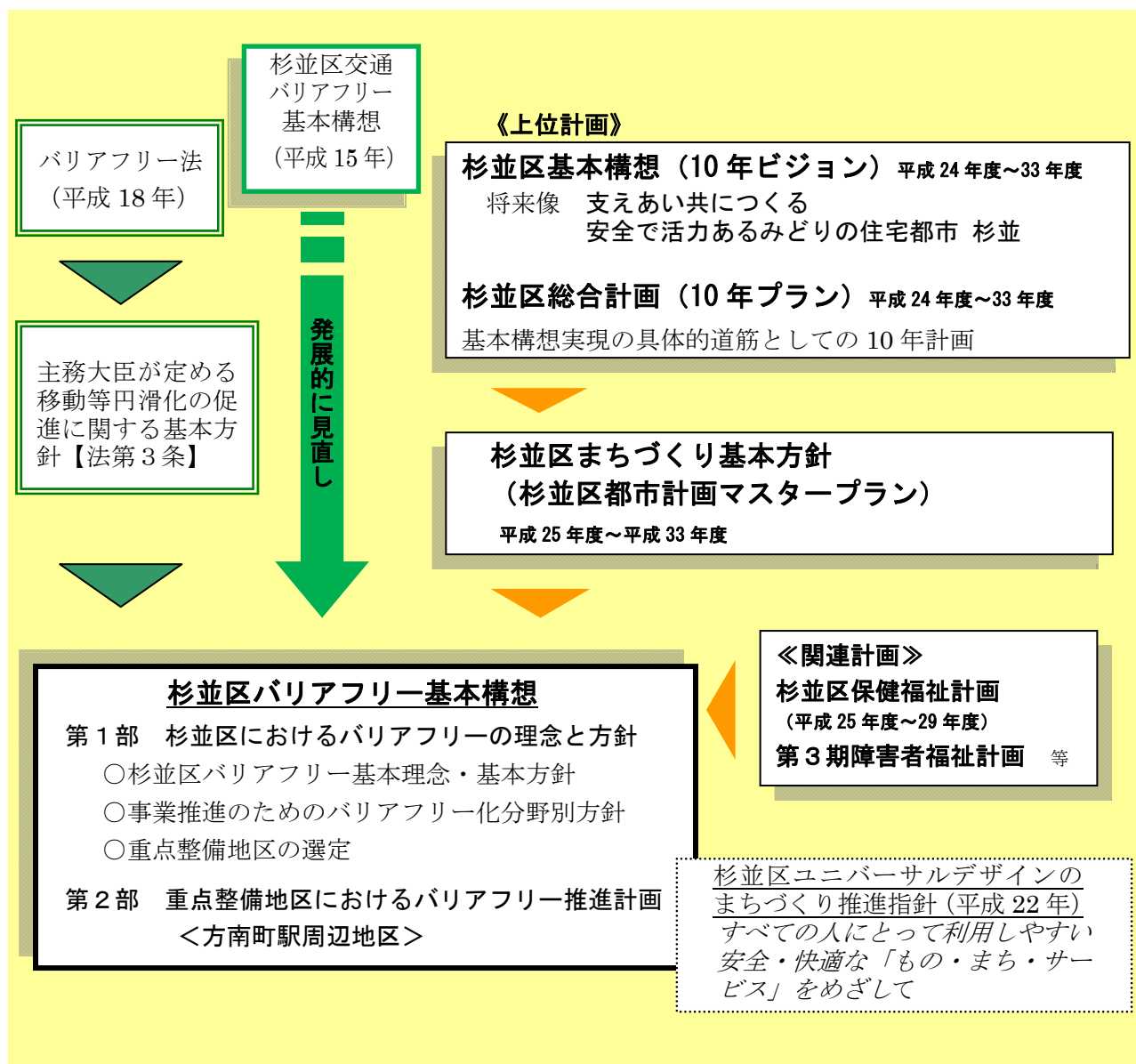
*赤字がハートビル法・交通バリアフリー法からの拡充部分

出典：国土交通省資料より作成

1-4. 基本構想の位置づけ

バリアフリー基本構想は、「杉並区基本構想」、「杉並区まちづくり基本方針（杉並区都市計画マスタープラン）」で示された基本的な考え方に基づき策定します。

また、ユニバーサルデザインのまちづくりを推進するための区の基本的・総合的な指針である「杉並区ユニバーサルデザインのまちづくり推進指針」や関係計画との整合・調和を図りながら策定します。



図：バリアフリー基本構想策定体系イメージ

杉並区基本構想、杉並区総合計画におけるバリアフリー基本構想策定の位置づけ

杉並区基本構想 ー10年ビジョンー	杉並区総合計画 ～10年プラン～
<p>目標1 災害に強く安全・安心に暮らせるまち</p> <p>目標2 暮らしやすく快適で魅力あるまち 【戦略的・重点的な取組み】 ○誰もが移動しやすいまちづくり ・ユニバーサルデザインによるまちづくりとコミュニティバスなどによる交通アクセスの整備を進め、誰もが移動しやすいまちづくりを推進します。</p> <p>目標3 みどり豊かな環境にやさしいまち</p> <p>目標4 健康長寿と支えあいのまち</p> <p>目標5 人を育み共につながる心豊かなまち</p>	<p>(目標別の施策)</p> <p>施策4 利便性の高い快適な都市基盤の整備</p> <p>目標を実現するための主な取組み ○ユニバーサルデザインのまちづくりの推進(重点事業) ・「バリアフリー基本構想」の策定・推進により、施設のバリアフリー化やユニバーサルデザインの整備など、誰もが暮らしやすいまちづくりを進めます。</p>

第2章 杉並区バリアフリー基本方針

2-1. 基本理念

杉並区は、杉並区基本構想（10年ビジョン）の中で、10年後の区の将来像を「支えあい共につくる安全で活力あるみどりの住宅都市 杉並」とし、この将来像を実現するための5つの目標のひとつに「暮らしやすく快適で魅力あるまち」を設定して、誰もが住み続けたい、住んでみたいと思う快適で利便性の高い魅力的なまちづくりを進め、質の高い住宅都市を築いていくとしています。また、目指すべき10年後の姿として、高齢になっても障害があっても人々がまちに出て交流している姿を掲げています。

この杉並区基本構想の目標に基づき、誰もがどこでも自由に暮らしているユニバーサルデザイン（あらかじめ、誰もが利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方）に基づいたまちづくりを推進していくため、次のとおり基本理念を定め、杉並区内のバリアフリー化に取り組んでいきます。

誰もが暮らしやすく、共に支えあうまち 杉並

2-2. 基本方針

杉並区は、全域が良好な住宅都市としての性格を備え、地域による特性はあるものの、鉄道駅を中心とした商業系地域の後背に住宅地が広がる姿が、ひとつの形として集まったものとなっています。このため、「杉並区バリアフリー基本構想」は、区全域を対象としながら、鉄道駅を中心とした地区や特別特定建築物（官公庁施設、福祉施設等）が集積した地区を単位として推進計画を策定していくこととします。

そこで、基本理念を実現していくため、次の5つの基本方針を策定し、バリアフリー化を推進していきます。

基本方針1 区内全域のバリアフリー化を推進します

優先的にバリアフリー化を推進していく必要が高い地区については、「重点整備地区」に設定し、重点的・一体的なバリアフリー化を推進していきます。道路、公園、建築物などの施設については、大規模改修時等にバリアフリー化を進め、その他の個別に進められるバリアフリー化を実施していくと共に、その取組み状況やまちづくり事業、都市計画事業を踏まえつつ、順次、重点整備地区を選定しながら、区内全域のバリアフリー化の推進を目指していきます。

また、その際は、すべての人にとって利用しやすい安全・快適な「もの・まち・サービス」をめざす「ユニバーサルデザインのまちづくり」の考え方を踏まえた整備を推進していきます。

基本方針2 心のバリアフリーを推進します

真にバリアフリー化されたまちとなるためには、駅・建物・道路整備などのハード面での環境整備を推進するだけでなく、年齢や性別、障害の有無などを越えてお互いが理解しあい、共に支えあう社会を形成していくことが重要です。

高齢者や障害者などが抱える困難さや不自由さを区民一人ひとりが理解し、お互い尊重し合い支え合う「心」をはぐくむため、バリアフリー等に関連する情報提供や広報啓発活動をはじめ、区民に対する学習機会の提供や学校教育との連携などに取り組み、「心のバリアフリー」を推進していきます。

基本方針3 多くの方が利用する駅や施設の重点的なバリアフリー化を推進します

多くの方が利用する交通結節点であり、生活上の重要な拠点となる駅を中心とした地区や特別特定建築物（官公庁施設、福祉施設等）が集積した地区を、重点整備地区に設定し、駅、周辺施設、道路などの一体的なバリアフリー化を推進していきます。また、重点整備地区は、駅の利用者数や施設の配置状況などを総合的に判断し、選定します。

基本方針4 地域の課題・特性を整理し効果的なバリアフリー化を推進します

駅のバリアフリー化の進捗状況などの課題や、駅周辺地区の特性、まちづくりや民間事業者の計画を整理し、良好な住宅都市である杉並の特性を踏まえた様々な視点から、実現性が高く効果的で杉並らしいバリアフリー化を進めていきます。また、区が都市再生事業や多心型などのまちづくりを進める際には、バリアフリー化の推進についても合わせて検討していきます。

基本方針5 段階的・継続的にバリアフリー施策の発展を図ります

バリアフリー基本構想策定後は、区民等の関係者で構成する「(仮称)杉並区バリアフリー連絡会」により移動等円滑化事業の進行状況の確認、検証を行い、段階的・継続的な取組み（スパイラルアップ）によるバリアフリー施策の発展を図っていきます。

2-3. 事業推進のためのバリアフリー化分野別方針

先に定める基本方針の実現を目指して事業を推進していくため、バリアフリー化の分野別方針を次のとおり定めます。施設の新設や改良を行う際は、施設管理者等が国や都の定める整備基準等に適合するよう整備することを基本とし、ここに示された事項に配慮してバリアフリー化を推進していきます。

(1) 公共交通

① 鉄道

鉄道駅については、区内 19 駅のうち 17 駅にエレベーター等が整備され段差解消（ワンルートの確保）が図られており、平成 25 年度中には 1 駅のエレベーター整備が完了する予定です。また、駅構内の主要施設・設備（だれでもトイレ、エレベーター、券売機、改札口、案内所等）についても、公共交通移動等円滑化基準に基づき着実に整備が進められています。

○区内全駅の段差解消（ワンルート以上の確保）とだれでもトイレの整備

区内全駅で段差解消（ワンルート以上の確保）及びだれでもトイレの整備を進めます。また、更なる利便性の向上と誰もが安心して移動できる環境を目指し、必要に応じて車いす等で移動できるルートを複数整備していきます。

○プラットホームの安全確保

視覚障害者等の転落を防止するための内方線付き点状ブロックの整備、車両扉位置が一定である等条件が合致する場合については可能な限りホームドア等の設置、ホームの勾配についての注意喚起などを推進していきます。



○誘導案内施設の整備

音声案内の導入や、ユニバーサルデザインに配慮したサインなど誰もがわかりやすい案内施設を整備していきます。

○利用者マナーの向上、研修・教育

エレベーターやだれでもトイレ等の利用ルールやマナーの周知、バリアフリーの取り組みなどの情報提供に努めるとともに、駅職員を対象とした接客研修、バリアフリー教育の実施、停電・節電時や災害時の一般利用客を含めた対応など、ソフト面での取り組みも推進していきます。

②バス

区内を運行するバス車両のうち、低床バスの割合は98.4%です。また、ノンステップバスの導入割合は78.2%（国の整備目標：70%）であり、バス車両のバリアフリー化は着実に進んでいます。この他、ニーリング装置やバスロケーションシステムの導入、車いすが移動する通路幅の確保などの整備が進められています。

○低床車両の積極的な導入

ノンステップバスなどの低床車両を積極的に導入していきます。

○停留所の改良

上屋の設置、ベンチの設置、分かりやすい運行案内情報の提供など、停留所の改良を進めていきます。



○利用者マナーの向上、研修・教育

利用ルールやマナーの周知、バリアフリーの取組みなどの情報提供に努めるとともに、乗務員等を対象とした接客研修、バリアフリー教育の実施、災害時の一般利用客を含めた対応など、ソフト面での取組みも推進していきます。

整備基準・ガイドライン・条例等

- 移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準（公共交通移動等円滑化基準）【国土交通省令 平成18年12月】
- 公共交通機関に関する移動等円滑化整備ガイドライン（バリアフリー整備ガイドライン〔旅客施設編〕〔車両等編〕）【国土交通省 平成19年7月】
- 東京都福祉のまちづくり条例【東京都 平成21年3月】

(2) 道路

道路移動等円滑化基準や東京都福祉のまちづくり条例に基づき、順次バリアフリー整備が進められています。

○歩道のバリアフリー整備

歩道のある道路については、改修工事にあわせた歩道の段差・勾配・凹凸の改善等の整備を積極的に進めていきます。また、電線類の地中化を推進していきます。

○生活道路における歩行空間の安全確保

区が管理する道路のうち、歩道が設置されている道路は約1割と少なく、幅員6m未満の生活道路が8割以上を占めており、このような幅員の狭い生活道路のバリアフリー整備が課題となっています。これら歩道のない生活道路や、歩道があっても幅員の狭い道路についても、歩行者がより安全に移動できる歩行空間の確保が求められています。このため、関係者間で調整を図り、移動の障壁となる電柱の後退やカラー舗装化など、歩行者の安全確保に努めていきます。

○点字ブロック（視覚障害者誘導用ブロック）の整備

視覚障害者の移動の円滑化のため、点字ブロックの設置や改善、連続性の確保に努めます。

○道路の不法占有者への指導、利用マナーの啓発

看板設置や商品陳列など道路の不法占有者に対する指導や取締りを実施します。また、ゴミの集積所については利用者が管理するのが原則ですが、ゴミの出し方など道路の利用マナー啓発・指導をおこなっていきます。

○案内標識、休憩ベンチの整備

ユニバーサルデザインに配慮した案内標識の整備や、休憩のためのベンチの設置を検討していきます。



整備基準・ガイドライン・条例等

- 移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準（道路移動等円滑化基準）
【国土交通省令 平成18年12月】
- 移動等円滑化のために必要な道路の占有に関する基準【国土交通省令 平成18年12月】
- 道路の移動等円滑化整備ガイドライン【(財)国土技術研究センター 平成23年8月】
- 東京都福祉のまちづくり条例【東京都 平成21年3月】
- 杉並区が管理する道路における移動等円滑化の基準に関する条例【平成25年4月】

(3) 特定路外駐車場

車いす使用者用駐車施設や、出入り口の段差の解消などバリアフリー整備を誘導していきます。

整備基準・ガイドライン・条例等

- 移動等円滑化のために必要な特定路外駐車場の構造及び設備に関する基準（特定路外駐車場移動等円滑化基準）【国土交通省令 平成18年12月】
- 東京都福祉のまちづくり条例【東京都 平成21年3月】

(4) 都市公園

都市公園移動等円滑化基準、東京都福祉のまちづくり条例に基づき、公園の新設や改修をする際は、特定公園施設の整備を着実に進めており、地形的な課題がある箇所以外は、区内全園で出入り口の段差解消は完了しています。

○特定公園施設（出入り口、園路、トイレ、水飲み場等）の整備推進

公園の新設や改修の際には、すべての特定公園施設について基準に適合するよう整備を進めていきます。特定公園施設以外の施設についても、すべての利用者にとって安全・安心で使いやすい施設となるようユニバーサルデザインに配慮した整備を推進していきます。

また、区が公園の新設・改修を行う際は、設計段階で説明会を開くなど、区民の意見を十分に受け入れ、高齢者や障害者を含む全ての人が、快適で利用しやすい公園づくりを行います。



整備基準・ガイドライン・条例等

- 移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準（都市公園移動等円滑化基準）【国土交通省令 平成18年12月】
- 都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン【国土交通省 平成24年3月】
- 東京都福祉のまちづくり条例【東京都 平成21年3月】
- 杉並区立公園における移動等円滑化の基準に関する条例【平成25年4月】

(5) 建築物

①公共施設

○留意項目の整備推進

法や条例に基づき、公共施設の新築・改築・大規模改修に際しては、定められた基準に適合した整備が進められてきました。既存の区立施設については、統一的で実行性のあるバリアフリー改修を進めていくため、施設種類別の留意項目（下表参照）を設定し、整備を推進してきました。運動施設などの区立施設についても、留意項目の設定を順次進め、施設毎の構造や空間などの制約を考慮し、エレベーターや子育て支援設備等の設置の可能性も検討しながらバリアフリー整備を推進していきます。また、区営住宅においては、エレベーターやスロープの設置が可能な住棟について、計画的に整備を進めます。

<既存施設の留意項目>

施設名	留意項目		
地域集会施設	スロープ	車椅子トイレ	自動ドア
ゆうゆう館	自動ドア	玄関の段差解消	トイレ(洋式化)
障害者施設	スロープ	車椅子トイレ	自動ドア
図書館	スロープ	トイレ(洋式化)	自動ドア
学校	スロープ	車椅子トイレ	手すり(階段)

○職員の意識向上

入口に段差がある場合の車いす利用者への対応や、授乳室がない場合の授乳を希望する母親への対応など、対象者や各施設の特性に応じた職員等の配慮や対応の方針について、施設ごとの手引書を作成するなど、心のバリアフリー推進に向けた取組みを進めていきます。

②民間建築物

一定規模以上の建築物の新築等の場合は、建築物バリアフリー条例や東京都福祉のまちづくり条例に基づき、出入り口、敷地内通路、トイレ、駐車場、案内設備、子育て支援環境の整備などについて、各種バリアフリー化基準に適合した誰もが利用しやすい建築物の整備が進められています。一方で、既存の建築物、特に小規模店舗では、建築主のほとんどが中小企業等であり、建築物の構造や、整備の費用負担の制約等により整備が進んでいません。今後、区が重点整備地区に指定する区域においては、高齢者や障害者、不特定多数が利用する施設を生活関連施設に指定し、施設管理者に対して積極的なバリアフリー整備を働きかけるとともに、整備に対する支援について検討を進めます。

○商店等への支援、意識向上

規模の小さな個人商店・コンビニエンスストアなどにおいても、誰でも利用しやすいようなバリアフリー整備が大切です。各商店等のバリアフリー整備については、改装経

費等に係る資金の融資あっせんにより支援を行っていきます。商店街については、「バリアフリー協力店（P17 参照）」普及啓発事業の一層の推進を図っていきます。また、区民、事業者（建築主）へのユニバーサルデザインのまちづくりに関する意識の普及を図り、段差があり入店が困難な方への声かけや必要な手助けを行うなど、心のバリアフリーによる取組みを推進していきます。

○民間住宅への支援

戸建て民間住宅については、「住まいの増改築相談」や「耐震改修相談」などの機会を活用し、バリアフリー化改修に必要な情報提供や相談体制を充実します。また、重度の障害者や要介護認定を受けた高齢者を対象にした住宅設備改修費の一部助成に加え、介護予防の観点から、非該当と認定された高齢者に対し、住宅改修経費の一部助成を行います。さらに、住宅設備のバリアフリー化を希望する区民に、情報提供や住宅の改修資金の融資あっせんなどを行い、快適な住まいづくりを支援していきます。

整備基準・ガイドライン・条例等

- 建築物特定施設の構造及び配置に関する基準（建築物移動等円滑化基準）
【国土交通省政令 平成 18 年 12 月】
- 高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する基準【国土交通省令 平成 18 年 12 月】
- 高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準【国土交通省 平成 24 年】
- 身近なバリアフリーハンドブック【東京都 平成 17 年 3 月】
- 高齢者、障害者等が利用しやすい建築物の整備に関する条例（建築物バリアフリー条例）
【東京都 平成 18 年 12 月】
- 東京都福祉のまちづくり条例【東京都 平成 21 年 3 月】

（6）交通安全

○信号機の改良

音響式信号機への移行や、LED 化、待ち時間表示などバリアフリー対応信号機の設置を計画的に推進していきます。

○横断歩道の安全確保（エスコートゾーンの設置等）

視覚障害者の利用が多い横断歩道には、エスコートゾーンの設置を進めます。区民からの要望や利用実態を踏まえて、横断歩道の新設や信号機の歩行者時間の延長などを検討していきます。



○違法駐車行為の取締り

安全な歩行空間の確保やバスの停留所正着の妨げとなる違法駐車行為の取締りを実施します。

○自転車対策

道路に放置された自転車は、歩行者や車両の通行の妨げとなっています。特に、高齢者や障害者等にとっては、怪我や事故の原因となるなど移動の障壁となる問題です。

これまで、自転車駐車場の整備とともに、放置自転車の撤去啓発活動を強力に推進した結果、放置自転車は大幅に減少しました。しかし、まだ昼から夕方にかけて、買い物客などの放置自転車が目立つ状況です。

今後も、自転車駐車場の整備、放置自転車の撤去、地域住民・警察等と協力した放置防止の啓発活動を継続し、放置自転車のない安全で快適なまちづくりを進めます。

また、近年、自転車のかかわる交通事故の占める割合が増加し、自転車運転者に対する交通ルール・マナーの周知と遵守が大きな課題となっており、ルール・マナーの向上を目的とした取組みを警察と連携して実施していきます。

整備基準・ガイドライン・条例等

- 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準
【国家公安委員会規則 平成 18 年 12 月】

(7) 情報の提供

○バリアフリー協力店

区は、障害者、高齢者など誰もが利用しやすい設備を備えていたり、やさしい対応ができる店舗を「バリアフリー協力店」として登録し、専用ステッカーを店頭などに表示してもらい、誰もが住みやすいまちづくりを目指しています。今後も登録店舗の拡大に向け取り組んでいきます。

○いってきまっぷ

「バリアフリー協力店」や公共施設のスロープ、トイレ、駐車場などのバリアフリー情報をウェブサイト「いってきまっぷ」に掲載して情報提供し、お出かけしやすいまちづくりに取り組んできました。今後、この「いってきまっぷ」を含めた情報提供システムを見直し、日常生活や様々な活動への参加に関する情報を、総合的に提供する仕組みを整備していきます。

○の一まらいふ杉並

区で発行している「障害者のてびき」の内容や、イベントの情報をインターネット上で分かりやすく紹介しているウェブサイトです。ウェブアクセシビリティ（障害の有無に関わらない使いやすさ）にも配慮しながら、誰にでも使いやすい情報提供がされるま



ちづくりを目指します。

○情報提供手段の拡充

ホームページを閲覧する障害者や高齢者などに配慮した音声読み上げ機能や文字拡大機能の普及、携帯電話での音声とメールサービスによる情報発信、施設案内表示の改良など色使いにも配慮しながら、いつでもどこでも誰もが容易に情報収集できる環境の整備を進めます。

○最新情報の提供

施設の移転や改修、新たなエレベーターの設置など、利用者にとって必要な最新の情報を、施設の案内表示、ホームページや広報などを通じて遅滞なく確実にお知らせできるよう、各事業者とともに取り組んでいきます。

(8) 移動サービス支援

○移動サービス情報センター「もびーる」

高齢や障害などにより移動困難な方が「出かけたいときに出かけられるまち」の実現をめざし、移動サービスについての相談や取次ぎを行う「もびーる」を設置しています。情報を一元管理することで利便性向上を図るとともに、関係者間の協力体制を構築するための拠点として位置づけています。協力事業者の拡大や福祉有償運送団体の支援などに取り組んでいきます。

○高齢者の外出支援

足腰が弱くなったことなどによる閉じこもりを防止し、社会参加を促すために自宅周辺の散歩や買い物の付き添いなどにホームヘルパーを派遣したり、調理が困難な方に対し、ふれあいの家等で調理した夕食を自宅に配達し、提供するとともに利用者の安否確認を行っています。このような施策を通じて、高齢者に対する外出の支援を進めていきます。

○障害者の外出支援

屋外での移動に著しい困難のある障害者には、ガイドヘルパーを派遣し外出を支援しています。また、歩行困難な心身障害者に対し、タクシーの乗車料金の一部や、車いすやストレッチャーに乗ったままで乗降できる車両を利用する際の予約料等の助成などを行っています。引き続き、障害者が円滑に移動し外出するための支援を進めていきます。

(9) 災害時の要援護者支援

災害時に一人でも多くの区民の命を守るため、きめ細かい情報提供や災害時要援護者対策の推進などを着実に進めていきます。

○地域ぐるみの支援体制

自力では避難が困難な高齢者や障害者などの区民に対し、災害時に地域ぐるみで支援するための体制を充実・強化していきます。

(10) 心のバリアフリー

高齢者や障害者などが抱える困難さや不自由さを区民一人ひとりが理解し、お互いに尊重し合い支え合う「心」をはぐくむため、「心のバリアフリー」を推進していきます。

○理解の促進、啓発活動

バリアフリーやユニバーサルデザインに関する区民等の理解を深めるため、出張講座、講演会、フォーラムの開催、パンフレットなどによる普及啓発活動を推進していくとともに、妊婦のためのマタニティマークや、内部障害を含めた障害者に関する各種シンボルマークの普及啓発を図ります。高齢者や障害者等の施設の利用を手助けすることはもちろんのこと、その利用等を妨げないことも重要であることから、エレベーターやだれでもトイレ、自転車等の利用マナーの向上に関する取組みも進めていきます。

○学校教育との連携

小・中学校では、総合的な学習の時間などにおいて、障害者福祉施設訪問等による障害者との交流や、児童・生徒がユニバーサルデザインに関する理解を深める学習が行われています。また、小・中学校では、車いす利用体験や視覚障害者疑似体験などを実施しており、区の障害者イベントではボランティアとして区立中学校の生徒が参加しています。今後は、福祉副読本の活用や、福祉施設への現場体験などを通じて学校教育との連携を一層充実・強化していきます。

○移動や施設利用の手助け（区施設、交通機関、事業者、商店街）

高齢者や障害者などが抱える移動や施設利用時の困難さを理解して、ベビーカー、シニアカー利用者などの立場に寄り添った対応など、状況に応じた適切な声かけや必要な手助けができるよう、各事業者や施設管理者は、接遇研修などを積極的に実施していきます。

2-4. 目標年次

平成33年度を目標年次として、その施策の実現をはかっていくこととします。ただし、国の基本方針に示す各施設の整備目標は、平成32年度を目標年次とします。

第3章 重点整備地区の選定

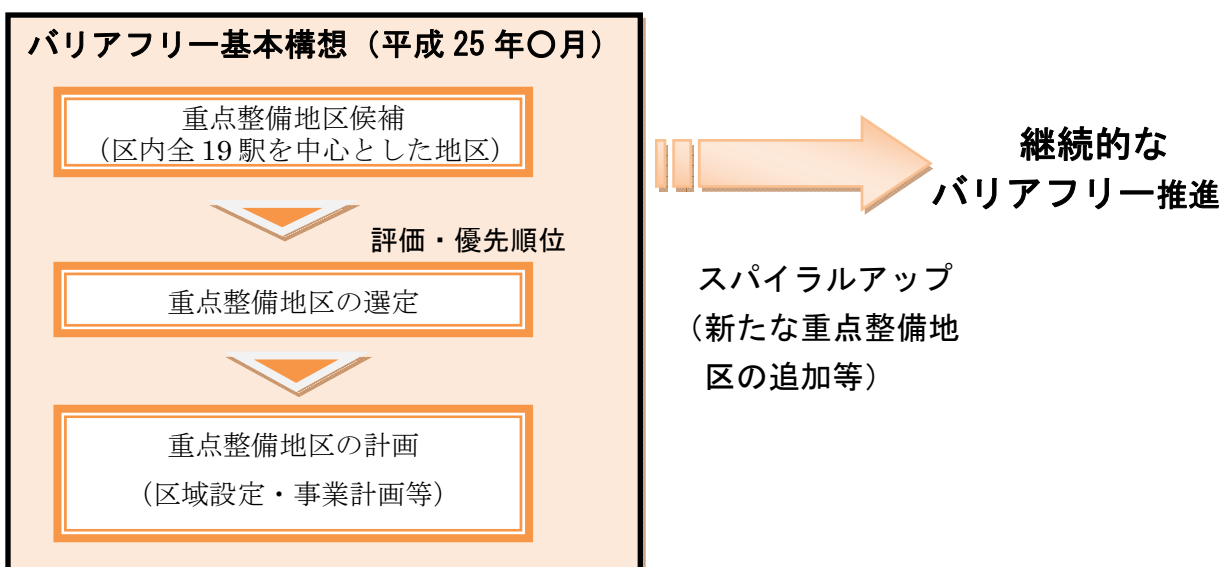
3-1 重点整備地区選定の考え方

重点整備地区の要件は、国の基本方針の中で原則が以下のように定められています。

重点整備地区の要件

1. 生活関連施設があり、かつ、それらの間の移動が通常徒歩で行われる地区
 - 特定旅客施設（1日の平均利用者が5,000人を超える駅）又は特別特定建築物（不特定多数の者、又は主として高齢者、障害者等が利用する建築物で政令で定めるもの）に該当するものがおおむね3以上あること。
 - 面積が約400ha未満の地区。
2. 生活関連施設及び生活関連経路についてバリアフリー化事業が特に必要な地区
3. バリアフリー化の事業を重点的・一体的に行うことが、総合的な都市機能の増進を図る上で有効かつ適切な地区
(都市機能の増進とは、高齢者、障害者等に交流と社会参加の機会を提供する機能、消費生活の場を提供する機能、勤労の場を提供する機能などの増進をいいます。)

杉並区では、区域設定のやり方により、区内全域で重点整備地区の要件を満たすことが出来ます。しかし、このバリアフリー基本構想では、多くの利用者が集中する、鉄道駅（区内の全駅が特定旅客施設に該当します）を中心とした地区を、まず優先して重点整備地区に指定することとします。さらに、鉄道駅を中心とした各地区のバリアフリー化の状況などを考慮して重点整備地区候補の評価を行い、地区の優先順位を定め、現時点で取り組むべき重点整備地区を選定します。また、今後各地区の動向、住民からの提案などを踏まえ、新たな重点整備地区の追加も含めた、適切な見直し（スパイラルアップ）を行い、継続的にバリアフリーを推進していきます。



3-2 重点整備地区候補の評価

(1) 数値評価

区内の全 19 駅を重点整備地区候補とし、下表に示す人口要件、配置要件、課題要件の各項目について点数化する数値評価を行いました。

		評価項目
数値評価	人口要件	①人口：駅から半径 500m 圏内の町丁目人口 ②高齢者人口：駅から半径 500m 圏内の町丁目の高齢者（65 歳以上）人口 ③乳児等人口：駅から半径 500m 圏内の町丁目の乳児等（0～3 歳）人口
	配置要件	①駅利用者数：1 日平均乗降客数 ②バス路線系統数：駅に乗り入れているバス路線の系統数 ③区民がよく利用する駅：アンケート調査での「よく利用する駅」回答数 ④区民がよく利用する施設の状況：アンケート調査での「よく利用する駅周辺の施設」の回答数
	課題要件	①施設の満足度：アンケート調査で「駅施設のバリアフリー化の状況に満足、又はやや満足」と回答された率が低かった順 ②周辺道路の満足度：アンケート調査で「駅周辺道路のバリアフリー化の状況に満足、又はやや満足」と回答された率が低かった順 ③周辺の信号機・横断歩道の満足度：アンケート調査で「駅周辺の信号機・横断歩道等のバリアフリー化の状況に満足、又はやや満足」と回答された率が低かった順

数値評価の結果、合計点が高かった駅の上位 5 駅は、JR 荻窪駅、東京メトロ方南町駅・荻窪駅・東高円寺駅・新高円寺駅です。（詳細は、P26「重点整備地区候補の評価（数値評価）」を参照）

(2) まちづくり計画との連携

駅周辺のまちづくり計画等がある場合には、その事業と連携を図りながらバリアフリー化を効率的に進めていくことが重要となります。

現在、区内最大の交通結節点である荻窪駅周辺地区については、南北地域間の分断解消と都市機能のさらなる充実を図るため、広く区民の方々や事業者等と協力しながら、荻窪駅周辺のあるべき姿を幅広い観点から検討する、都市再生事業の推進に取り組んでいます。

京王線沿線では、鉄道連続立体交差事業が進められています。

西武新宿線沿線では、鉄道連続立体交差事業の事業候補区間に位置づけられたことを契機とし、駅毎にまちづくり協議会が設立され、これからの駅周辺まちづくりの検討を進めています。

現在挙げられている、各駅周辺のまちづくり計画等については、いずれも検討が進められている段階で、具体的整備内容を定めるまでにはまだ時間がかかることから、重点整備地区と定める際には考慮が必要です。

(3) 杉並区交通バリアフリー基本構想重点整備地区（高円寺地区）の取組み状況

区は、平成15年12月に杉並区交通バリアフリー基本構想を策定し、重点整備地区を高円寺地区と定めバリアフリー化整備を進めてきました。これは、交通バリアフリー法に基づき、道路や鉄道駅のバリアフリー化により、移動の利便性や安全性の向上を図ったもので、無電柱化や段差解消のための歩道整備、駅のエレベーター設置など多くの移動空間のバリアフリー化整備が進みました。

■高円寺重点整備地区内駅（JR高円寺駅・東京メトロ新高円寺駅・東高円寺駅）

項 目	JR高円寺駅		新高円寺駅		東高円寺駅	
	平成15年 7月末	平成24年 12月末	平成15年 7月末	平成24年 12月末	平成15年 7月末	平成24年 12月末
車イス等で公共用 通路からホームま でエレベーターで 移動可能	×	○	×	○	△(注1)	△(注1)
だれでもトイレ	0	1	1	2	0	1

・注1) 荻窪方面のみ（平成25年度に池袋方面エレベーターの設置完了予定）

■横断歩道・信号

項 目	平成15年7月末	平成24年12月末	備 考
音響式信号機の設置	3箇所 (予定箇所含む)	15箇所 (設置済み箇所)	
エスコートゾーン の設置	—	14箇所	

■道 路

項 目	平成22年12月末 までの目標値(注2)	平成24年12月末	備 考
都 道	2,180m	2,180m	
区 道	1,410m	580m	平成25年度完了予定

・注2) 杉並区交通バリアフリー基本構想での目標達成時期

■自転車対策

項 目	平成14年度	平成24年12月末	備 考
自転車放置台数(日平均)	1,391台	420台	

高円寺地区整備状況（平成 24 年 12 月現在）



○ 主な公共施設

- 1 ゆうゆう高円寺東
- 2 ゆうゆう高円寺南
- 3 高円寺図書館
- 4 高円寺障害者交流館・福祉事務所
- 5 高円寺保健センター
- 6 高円寺体育館
- 7 座・高円寺
- 8 セシオン杉並
- 9 ゆうゆう馬橋

○ 音響式信号機 ●

○ エスコートゾーン ●

3-3. 重点整備地区の選定結果

数値評価の点数が高かった5駅周辺を含む3地区（荻窪駅周辺地区、方南町駅周辺地区、高円寺地区）を重点整備地区の候補地区とし、これまでのバリアフリー化の取組み状況や今後のまちづくり計画、施設整備計画との整合などを整理し、本基本構想で取り組むべき地区の評価を行いました。

○荻窪駅周辺地区

荻窪駅は、区内最大の交通結節点であることなどから、数値評価では最も数値が高い地区となりましたが、駅の整備（エレベーター・だれでもトイレ設置等）や、北口駅前広場や都市計画道路補助131号線の整備など、バリアフリー化整備は着実に進んできています。また、現在、南北地域間の分断解消と都市機能のさらなる充実を図るために、広く区民の方々や事業者等と協力して都市再生事業推進の取り組みを進めていることから、これと連携を図りながら今後、バリアフリー化整備が最も効果的に行える機会をとらえて重点整備地区指定を検討していくものとしします。

○方南町駅周辺地区

数値評価で二番目に相当する評価で、特に駅施設の満足度が低い地区となっています。まちづくり計画等はありませんが、大規模な総合病院建設計画、運動広場の開設など、早急に周辺のバリアフリー化整備を推進すべき事業があることから、重点整備地区に指定することとします。

○高円寺地区

数値評価では、三番目に相当する評価となりました。しかし、アンケート調査実施時点（平成22年度）では、駅施設の満足度が低かった新高円寺駅、東高円寺駅については、その後、評価時（平成24年度）までの約2年間で、杉並区交通バリアフリー基本構想（重点整備地区）に基づき、エレベーターやだれでもトイレの設置が進みました。また、高円寺駅や駅周辺の道路のバリアフリー整備も進んだことから、高円寺地区の数値評価（課題要件）点数は相対的に低くなっています。したがって、現在事業中のものを含め、引き続きバリアフリー整備を着実に推進していきますが、重点整備地区の選定からは外すこととしました。

以上の結果、重点整備地区として取り組む地区を「方南町駅周辺地区」と決定します。

	1 荻窪駅周辺地区（①JR 荻窪駅、②東京メトロ荻窪駅）	2 方南町駅周辺地区（①東京メトロ方南町駅）	3 高円寺地区（①JR 高円寺駅、②東京メトロ東高円寺駅、③東京メトロ新高円寺駅）																																				
交通バリアフリー基本構想の位置づけ	杉並区交通バリアフリー基本構想「課題地区」		杉並区交通バリアフリー基本構想「重点整備地区」（詳細は、p22～23）																																				
バリアフリー整備状況（駅施設）	<p>①JR 荻窪駅【○】</p> <table border="1"> <tr> <td>1ルート</td> <td>だれでもトイレ</td> <td>転落防止</td> </tr> <tr> <td>整備済</td> <td>整備済</td> <td>内方線付き点字ブロック整備済</td> </tr> </table> <p>②東京メトロ荻窪駅【○】</p> <table border="1"> <tr> <td>1ルート</td> <td>だれでもトイレ</td> <td>転落防止</td> </tr> <tr> <td>整備済</td> <td>整備中 (24年度中)</td> <td>ホームドア整備済</td> </tr> </table>	1ルート	だれでもトイレ	転落防止	整備済	整備済	内方線付き点字ブロック整備済	1ルート	だれでもトイレ	転落防止	整備済	整備中 (24年度中)	ホームドア整備済	<p>①東京メトロ方南町駅【×】</p> <table border="1"> <tr> <td>1ルート</td> <td>だれでもトイレ</td> <td>転落防止</td> </tr> <tr> <td>計画中</td> <td>計画中</td> <td>ホームドア整備済</td> </tr> </table>	1ルート	だれでもトイレ	転落防止	計画中	計画中	ホームドア整備済	<p>①JR 高円寺駅【○】</p> <table border="1"> <tr> <td>1ルート</td> <td>だれでもトイレ</td> <td>転落防止</td> </tr> <tr> <td>整備済</td> <td>整備済</td> <td>—</td> </tr> </table> <p>②東京メトロ東高円寺駅【○】</p> <table border="1"> <tr> <td>1ルート</td> <td>だれでもトイレ</td> <td>転落防止</td> </tr> <tr> <td>整備中 (25年度中)</td> <td>整備済</td> <td>ホームドア整備済</td> </tr> </table> <p>③東京メトロ新高円寺駅【○】</p> <table border="1"> <tr> <td>1ルート</td> <td>だれでもトイレ</td> <td>転落防止</td> </tr> <tr> <td>整備済</td> <td>整備済</td> <td>ホームドア整備済</td> </tr> </table>	1ルート	だれでもトイレ	転落防止	整備済	整備済	—	1ルート	だれでもトイレ	転落防止	整備中 (25年度中)	整備済	ホームドア整備済	1ルート	だれでもトイレ	転落防止	整備済	整備済	ホームドア整備済
1ルート	だれでもトイレ	転落防止																																					
整備済	整備済	内方線付き点字ブロック整備済																																					
1ルート	だれでもトイレ	転落防止																																					
整備済	整備中 (24年度中)	ホームドア整備済																																					
1ルート	だれでもトイレ	転落防止																																					
計画中	計画中	ホームドア整備済																																					
1ルート	だれでもトイレ	転落防止																																					
整備済	整備済	—																																					
1ルート	だれでもトイレ	転落防止																																					
整備中 (25年度中)	整備済	ホームドア整備済																																					
1ルート	だれでもトイレ	転落防止																																					
整備済	整備済	ホームドア整備済																																					
バリアフリー整備状況（道路等）	西口連絡橋新設・エレベーター設置、南口地下通路延伸・エレベーター設置、都市計画道路補助 131 号の整備等		特定経路のバリアフリー化整備（25 年度完了予定）音響信号機の設置、エスコートゾーンの設置等																																				
特別特定建築物整備計画		総合病院建設計画																																					
まちづくり計画	○荻窪駅周辺都市再生事業【杉並区実行計画 3 年プログラム（平成 24～26 年度）】																																						
課題等	区では、区内最大の交通結節点である荻窪駅周辺地区について、南北地域間の分断解消と都市機能のさらなる充実を図るため、広く区民の方々や事業者等と協力しながら、荻窪駅周辺のあるべき姿を幅広い観点から検討し、都市再生事業の推進に取り組んでいる。このため、荻窪地区のバリアフリー整備を効果的に進めていくためには、この都市再生事業と整合性を図りながら、バリアフリー整備の具体的な検討を進めていく必要がある。	駅施設の満足度が低く、まちづくり計画等はないが、総合病院建設計画や運動広場の開設など、早急に周辺のバリアフリー化整備を推進すべき事業がある。	東高円寺駅のエレベーター設置、及び地区内の特定経路のバリアフリー整備は 25 年度中に完了予定である。 旧交通バリアフリー法で対象外であった公園や建築物等の整備検討や、区域の見直しを行う必要がある。																																				
評価結果	区の重点事業である「荻窪駅周辺都市再生事業」が現在進行中であるため、その検討状況に応じた適切な時期に、まちづくり計画に沿ったバリアフリー整備計画について、具体的な検討を進める。	重点整備地区 に選定 バリアフリーを計画的に推進する。	引き続き、交通バリアフリー基本構想（高円寺重点整備地区）に定める特定事業などのバリアフリー整備を着実に推進していくが、重点整備地区の選定からは外すこととする。																																				

*バリアフリー整備状況は、平成 24 年末現在です。

重点整備地区候補の評価(数値評価)

要件		1.人口要件 *1 (駅から半径500メートル圏内の町丁目人口、平成24.1.1住民基本台帳より集計)							2.配置要件 *1							3.課題要件 *2					評価					
項目		人口要件 点数①	高齢者人口 (65歳以上) 点数②	乳児等人口 (0~3歳) 点数③	点数I (①+②+③)/3	駅別乗降者数/日 (平成22年度) 点数④	バス路線系統数 点数⑤	よく利用する駅・駅周辺の回答数 点数⑥	よく利用する施設の回答数 点数⑦	点数II (④+⑤+⑥+⑦)/4	駅施設満足度 点数⑧	駅周辺道路満足度 点数⑨	駅周辺信号機・横断歩道満足度 点数⑩	点数III (⑧+⑨+⑩)/3	合計点数I+II+III	順位										
																	設問1	設問7 1)	設問3 1)	設問4 1)	設問5 1)					
杉並区バリアフリーアンケート(平成22年)設問番号																										
西武新宿線	1 下井草	28,172	9	4,967	4	1,062	15	9.3	23,516	6	4	6	16	3	34	4	4.8	87.5%	3	6.7%	18	18.8%	18	13.0	27.1	10
	2 井萩	24,055	3	4,391	1	937	13	5.7	19,602	3	4	6	21	6	57	7	5.5	57.1%	13	42.9%	9	47.6%	7	9.7	20.9	18
	3 上井草	27,322	8	5,194	5	878	12	8.3	19,944	4	2	3	7	2	8	2	2.8	28.6%	16	14.3%	17	42.9%	9	14.0	25.1	12
JR中央線	4 高円寺	46,544	18	8,279	18	1,033	14	16.7	97,268	18	7	14	73	16	144	16	16.0	80.6%	6	60.6%	2	68.6%	1	3.0	35.7	6
	5 阿佐ヶ谷	33,456	13	6,654	12	757	5	10.0	87,600	17	11	17	107	18	190	17	17.3	78.8%	8	48.5%	4	64.0%	3	5.0	32.3	7
	6 荻窪	40,696	16	7,970	16	1,087	16	16.0	170,186	19	25	18	109	19	277	18	18.5	55.1%	14	41.3%	10	39.8%	12	12.0	46.5	1
	7 西荻窪	31,995	12	6,933	13	831	8	11.0	80,744	16	7	14	73	16	138	15	15.3	80.6%	6	47.2%	6	60.0%	4	5.3	31.6	8
東京メトロ丸ノ内線	8 東高円寺	49,252	19	9,493	19	1,095	18	18.7	30,780	9	4	6	55	15	94	13	10.8	44.2%	15	37.7%	13	56.0%	6	11.3	40.8	3
	9 新高円寺	38,308	14	7,548	14	875	11	13.0	32,918	11	6	11	38	11	75	10	10.8	25.0%	17	27.8%	15	42.4%	10	14.0	37.8	5
	10 南阿佐ヶ谷	29,334	11	5,982	10	709	3	8.0	21,727	5	6	11	19	4	41	5	6.3	73.7%	10	47.1%	7	58.8%	5	7.3	21.6	16
	11 荻窪	40,696	16	7,970	16	1,087	16	16.0	70,299	15	25	18	23	7	277	18	14.5	76.2%	9	41.3%	10	39.8%	12	10.3	40.8	3
	12 方南町	39,193	15	7,884	15	1,220	19	16.3	31,360	10	5	10	53	14	82	11	11.3	7.8%	18	18.0%	16	23.4%	17	17.0	44.6	2
京王井の頭線	13 永福町	27,171	7	5,275	6	775	6	6.3	29,340	8	7	14	37	10	88	12	11.0	*4	12	33.3%	14	33.3%	16	14.0	31.3	9
	14 西永福	29,324	10	6,105	11	832	9	10.0	18,620	2	6	11	26	8	48	6	6.8	84.6%	5	65.4%	1	42.3%	11	5.7	22.5	15
	15 浜田山	26,099	5	4,890	3	866	10	6.0	28,285	7	4	6	43	13	94	13	9.8	71.4%	11	42.9%	8	34.1%	15	11.3	27.1	10
	16 高井戸	24,380	4	5,769	8	803	7	6.3	41,984	14	3	5	30	9	66	8	9.0	86.2%	4	48.3%	5	44.8%	8	5.7	21.0	17
	17 富士見ヶ丘	22,495	1	5,669	7	635	2	3.3	13,468	1	1	1	19	4	27	3	2.3	*5	19	5.6%	19	0.0%	19	19.0	24.6	13
	18 久我山	26,795	6	5,848	9	731	4	6.3	36,850	12	2	3	39	12	70	9	9.0	89.7%	2	41.0%	12	34.2%	14	9.3	24.6	13
京王線	19 八幡山	23,154	2	4,533	2	617	1	1.7	39,753	13	1	1	4	1	7	1	4.0	100.0%	1	50.0%	3	66.7%	2	2.0	7.7	19

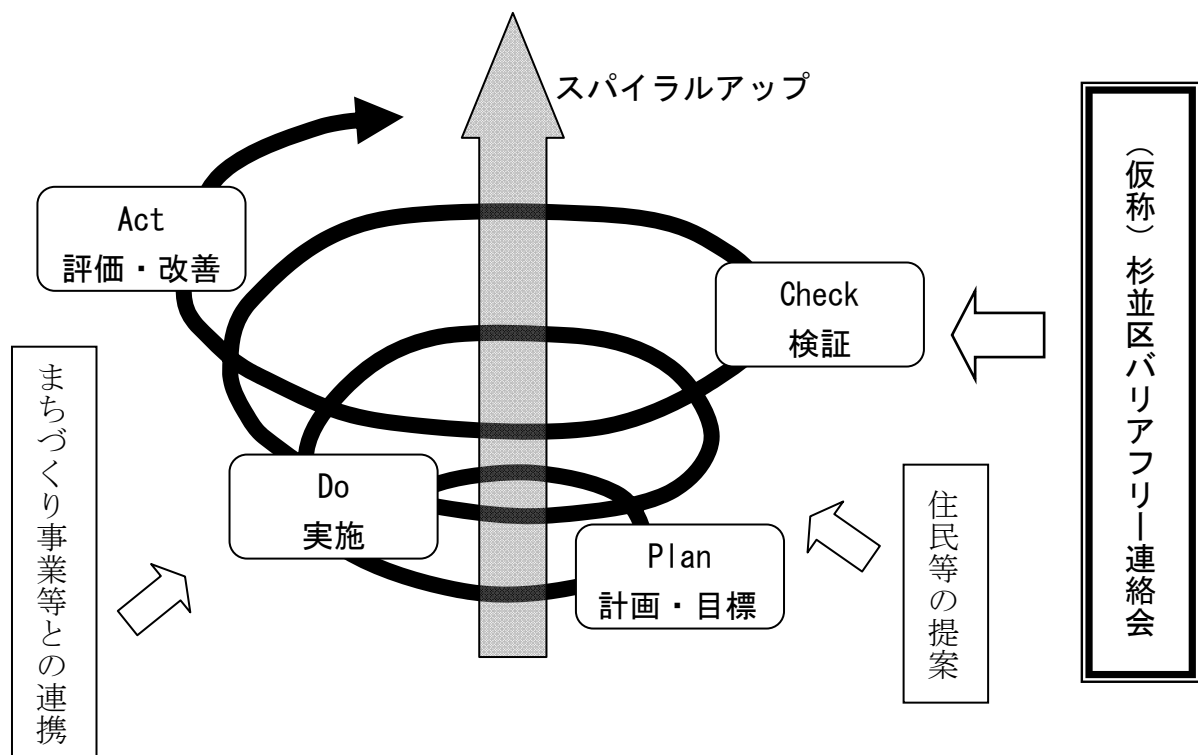
※1 1.人口要件、2.配置要件にういては数値が高い順に加点
 ※2 3.課題要件については、数値が低い順に加点
 ※3 駅周辺のバリアフリー化に関するアンケート調査結果については、JR荻窪駅と東京メトロ丸ノ内線荻窪駅の合算値とした。
 ※4 永福町駅は、アンケート調査実施時点では駅舎改修工事(エレベーター、エスカレーター設置等)中であったが、平成23年2月末に竣工した。
 ※5 富士見ヶ丘駅は、アンケート調査実施後(平成22年12月)、駅舎改修に伴いエレベーター等が設置されバリアフリー化された。

第4章 バリアフリー基本構想の実現に向けて

この基本構想に掲げた理念や方針を実現していくため、各事業者が施設のバリアフリー整備を推進していくことはもちろんのこと、町会、商店会をはじめとして、区民一人ひとりが心のバリアフリーの推進に積極的に取組む姿勢を醸成し、区全体のバリアフリー実現につなげていくことを目指します。

基本構想策定後は、段階的・継続的な取組み（スパイラルアップ）によるバリアフリー施策の発展を図っていくため、区民代表や関係事業者等で構成する「（仮称）杉並区バリアフリー連絡会」により、重点整備地区をはじめとした区全体のバリアフリー化事業の実施状況の確認・検証や、情報交換、課題や意見の把握などを行い、バリアフリーの更なる発展を目指します。

また、今後、重点整備地区における重点的なバリアフリー整備はもとより、各地区のまちづくり事業、都市計画事業に合わせたバリアフリー化を推進していくとともに、それらの整備状況の評価・検証結果や、住民等からの基本構想の策定・見直し提案などを踏まえて、新たな重点整備地区の追加も含めた適切な見直し（スパイラルアップ）を行い、継続的にバリアフリーを推進していきます。



図：段階的・継続的な取組み（スパイラルアップ）のイメージ

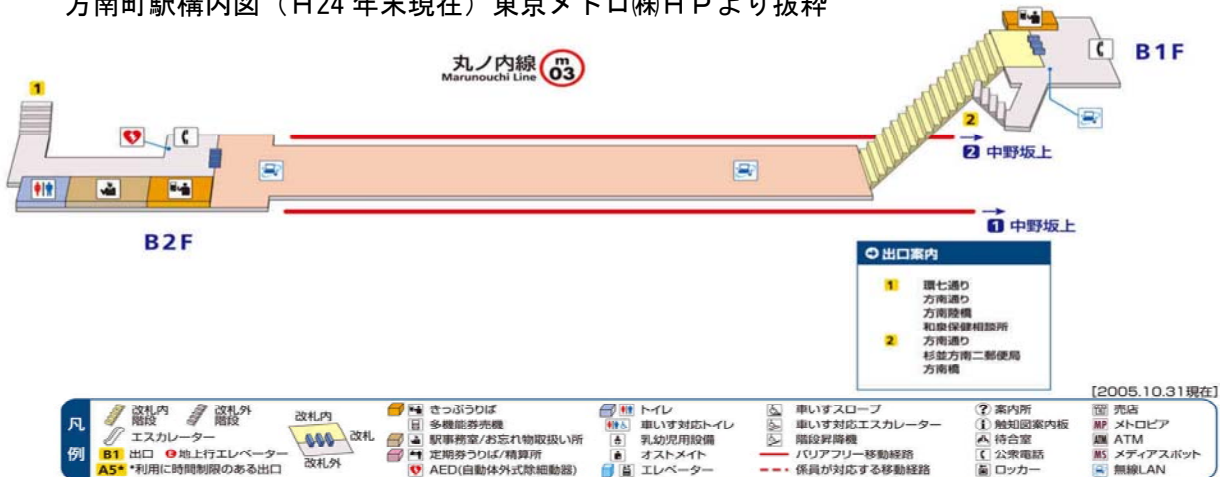
第2部 重点整備地区におけるバリアフリー推進計画 ＜方南町駅周辺地区＞

1. 方南町駅周辺地区の現状

方南町駅周辺地区は、杉並区の南東部に位置し、東側は中野区と接しています。道路交通の要は、南北方向の環状7号線と、東西方向の方南通りであり、その他は比較的幅員が狭く、歩道が整備できない区道や私道です。また、北側には善福寺川、南側には神田川が流れていることから、比較的傾斜の多い地形となっています。

東京メトロ方南町駅は、環状7号線と方南通りの交差部の地下部に位置していますが、エレベーター等の移動等円滑化経路やだれでもトイレの整備が課題となっています。また、他の地下鉄駅と同様に駅前広場はありません。

方南町駅構内図（H24年末現在）東京メトロ株HPより抜粋



2. まち歩き点検等による区民意見

(1) まち歩き点検等の実施概要

①まち歩き点検（視覚障害者）

- 実施日時 平成24年10月24日（水） 午後2時～4時
- 参加者 9名（視覚障害者2名、家族介助者1名、区職員6名）
- 実施内容 北・南ルートに分かれてまちを歩いて点検後、意見交換を行いました。
- 点検経路（図「まち歩きルート」参照）

ルート名	点検経路
Aルート（北）	①和泉保健センター → ②方南通り → ③商店街（ファミリーロード） → ④方南公園 → ⑤善福寺川 → ⑥環七 → ⑦和泉保健センター
Bルート（南）	①和泉保健センター → ②方南通り → ③商店街（方南中央通り） → ④環七 → ⑤ゆうゆう方南 → ⑥環七 → ⑦方南町駅西側出入口 → ⑧和泉保健センター

②まち歩き点検・ワークショップ

- 実施日時 平成24年10月25日（木） 午後2時～5時
- 参加者 34名（協議会委員9名、肢体不自由者（車いす）2名、家族介助者1名、地元商店会2名、高齢者施設2名、区職員等18名）
- 実施内容 全員で方南町駅のエレベーター設置予定地を見学後、北・南ルートに分かれてまちを歩いて点検し、その後、ワークショップを行いました。
- 点検経路（ 図「まち歩きルート」参照）

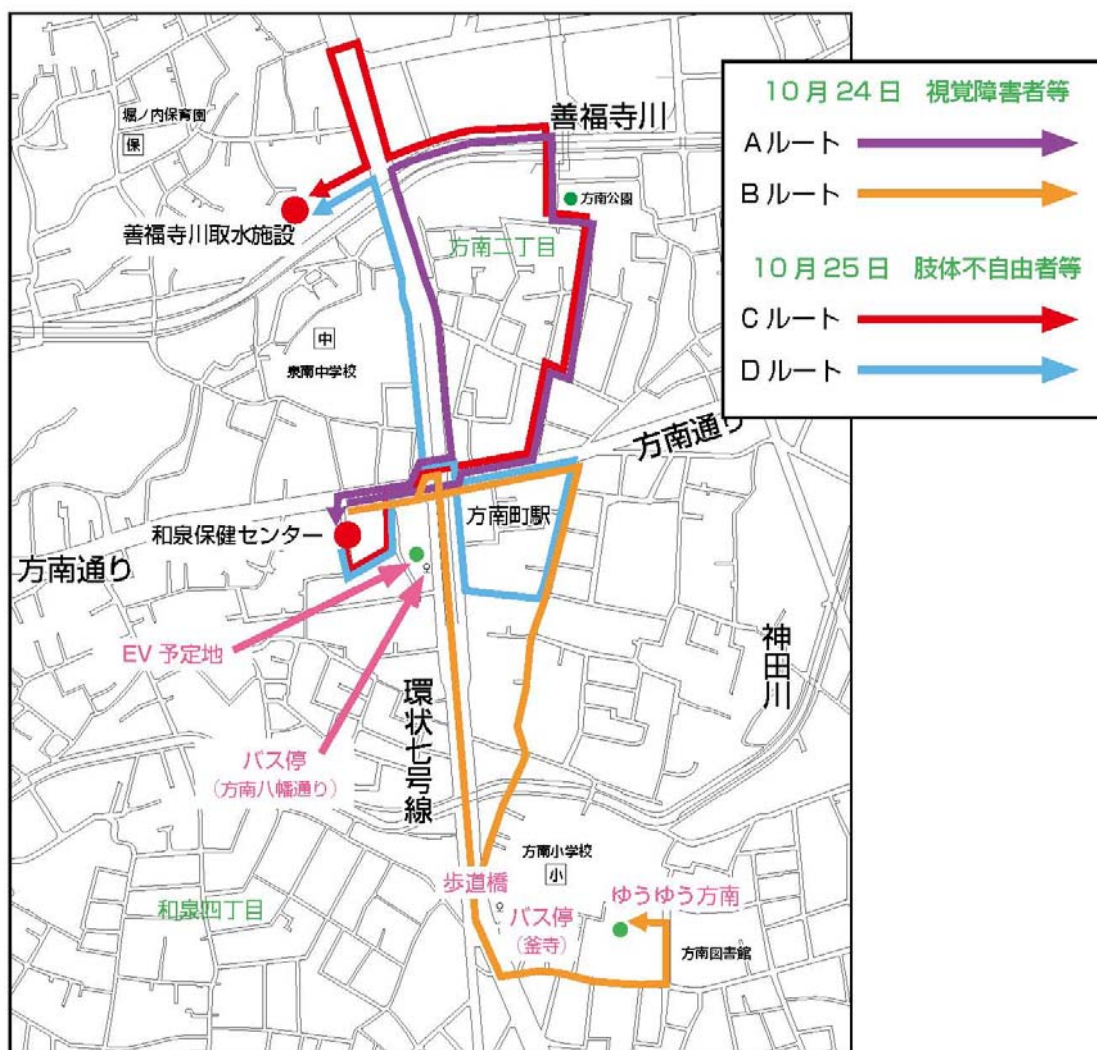
ルート名	点検経路
Cルート（北）	①和泉保健センター → ②エレベーター設置予定地 → ③方南通り → ④商店街（ファミリーロード） → ⑤方南公園 → ⑥善福寺川 → ⑦環七 → ⑧善福寺川取水施設
Dルート（南）	①和泉保健センター → ②エレベーター設置予定地 → ③方南通り → ④商店街（方南中央通り） → ⑤環七 → ⑥善福寺川取水施設

③子育て世代との意見交換会（堀ノ内保育園）

- 実施日時 平成24年8月28日（火） 午後5時45分～6時30分
- 参加者 12名（保育園保護者5名、協議会委員1名、園職員ほか区職員6名）
- 実施内容 方南町周辺のバリアフリーに関して、子育て世代のご意見を伺うため、堀ノ内保育園の保護者と意見交換会（ヒアリング）を行いました。



■ 図：まち歩きルート





(2) まち歩き点検等での意見

* 下表中「意見分類」は、視＝視覚障害者、肢＝肢体不自由者、子＝子育て世代、他＝その他 から頂いた意見であることを示しています。

①方南町駅（東京メトロ）



指摘箇所	意見内容	意見分類
移動等円滑化経路	・エレベーター、エスカレーター（上り、下り）を早期に設置してほしい。	肢・子・他
	・東側出入口にエレベーターを設置してほしい（西側出入口から佼成病院〈予定〉に行くには、環七を横断する必要がある）。	他
	・エレベーター設置前に、現状の出入り口にエスカレーターを設置するなど改良をしてほしい。	子
	・ベビーカー、子供、荷物を一人で運ぶのは大変。	子



出入口（現状）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 設置予定の昇降機に車いすはそのまま乗れますか。 ・ 駅員を呼べるインターフォンをつけてほしい（地上から駅員を呼んでも声が届かない）。 	肢 子・他
出入口（EV 設置 予定地）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 環七の歩道が狭く、バス停が近い。近隣の医院の自転車も多く、混雑が予想される。たまりスペースなどの対応が必要だと思う。 	肢・子・他
主な経路	<ul style="list-style-type: none"> ・ 改札から出入口まで、点字ブロックがありわかりやすい（西側出入口の点検）。 	視
トイレ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 点字ブロックが男性用トイレ入り口にはあるが、女性用トイレ入り口にはない（トイレ入り口につながっていない）。 	視
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 発券機、料金表に点字表示がありわかりやすい。 ・ 駅員がベビーカーの上げ下ろしを手助けしてくれ、以前より良くなった。 ・ 東側出入口付近は、駅利用者、方南通り横断歩道の信号待ち、中央通り商店街への出入り等で人だまりができる。 	視 子 子

②バス

指摘箇所	意見内容	意見分類
バス車両	<ul style="list-style-type: none"> ・ ベビーカーで乗車できることが認知され、乗りやすくなった（後方ドアからが乗りやすい）。 	子
バス停	<ul style="list-style-type: none"> ・ 方南町駅バス停には、点字ブロックがありわかりやすい。 ・ バス停に屋根を付けてほしい。和田堀橋バス停（環七西側）は、屋根がなく狭い。 	視 子


③道路（都道）


	指摘箇所	意見内容	意見分類
方南町交差点 (環七・方南通り)	段差・勾配 ・舗装など	<ul style="list-style-type: none"> ・白線（横断歩道）の段差がある。 ・勾配が急（縦断勾配 10.3%）な箇所がある。 ・段差があり（2 cm）車いすにはきつい箇所がある。 	肢 他 肢・他
	点字 ブロック	<ul style="list-style-type: none"> ・横断歩道、音響信号押しボタンへの誘導点字ブロックが必要。 ・点字ブロックが統一されていない（現在の基準にあっていない）。 	視 他
	交通安全・ 信号	<ul style="list-style-type: none"> ・エスコートゾーンがほしい。 ・音響信号の音は、方向別に違う音だと分かりやすい。 ・音響用押しボタンが横断歩道と離れている。 ・スクランブルではないが、歩行者信号が4つ一斉に変わるので危険。 	視 視 他 他
環状 7号 線	段差・勾配 ・舗装など	<ul style="list-style-type: none"> ・歩道傾斜が急（横断勾配 7.2%）な箇所がある。 ・歩道と植樹ますに段差があり危ない。 ・エスコートゾーンがほしい箇所がある。  <ul style="list-style-type: none"> ・歩道段差が大きい（6.5 cm）箇所がある。 ・全体的に車道側に傾斜しているので、車いすで通行しづらい。 ・タイル舗装は滑るのでアスファルト舗装が良い。 ・車両乗り入れ口（切り下げ）の傾斜が疲れる。 ・全体的に歩道が狭い（車道を減らして歩道を広くしてほしい）。 ・特に歩道橋があるところは歩道が狭い（和田堀橋バス停北側の東側）。 ・歩道の有効幅員 2 m（方南二郵便局付近の現状確認） 	肢 視 視 他 他 肢 肢 子 子 他

環状7号線	点字ブロック	<ul style="list-style-type: none"> ・交番前に点字ブロックがない。 ・和田堀橋に点字ブロックがない。 ・個人的には、点字ブロックはもう少し歩道柵寄りが良い。 ・横断歩道橋前に点字ブロックがあるのは良いが、釜寺バス停の点字ブロックとつなげてほしい。 	視 他 視 視
	交通安全・信号	<ul style="list-style-type: none"> ・自転車が危険。 	他
	不法占有	<ul style="list-style-type: none"> ・歩道上に建物の段差解消ブロックが出ている箇所がある。 	他
方南通り	段差・勾配・舗装など	<ul style="list-style-type: none"> ・歩道と民地の段差がなくて良い箇所がある。 ・車いすの走行にはインターブロックより、アルファルト舗装の方が良い。 ・歩道の拡幅（都市計画道路の整備）を都へ要望したい。 	他 肢 他
	点字ブロック	<ul style="list-style-type: none"> ・和泉保健センターへ行く曲がり角に点字ブロックがほしい（3枚ほど）。 ・ポストに点字ブロックがほしい。 ・サミットストア入口前に点字ブロックがほしい。 ・区道との交差部に横断歩道、点字ブロックがない箇所がある。 ・駅東側出入口から横断歩道までの誘導点字ブロックがほしい。また、この横断歩道の前後に点字ブロックがない。 	視 視 視 視 視
		<ul style="list-style-type: none"> ・方南町駅バス停には、点字ブロックがありわかりやすい。[再掲] 	視

方南通り	交通安全・信号	<ul style="list-style-type: none"> ・ 駅東側出口先の横断歩道に音響装置がほしい。 ・ 人通りが多く、一人でくるのは心配。 	視 肢
	不法占有	<ul style="list-style-type: none"> ・ 商品のはみ出し箇所がある。 	他
道路全体		<ul style="list-style-type: none"> ・ 舗装は特に問題なく歩くことができる。 ・ ブロック舗装は車いすにひびくので、アスファルト舗装のほうがいい。 ・ インターロッキング舗装は、車の走行や街路樹により凸凹するので工夫が必要だが、商店街の活性化や賑わいの創出という利点がある。 ・ 車いすでは、車道から歩道への段差を上るのがきつい。 ・ 歩道幅員を広げるために、みどりを減らす考えもあるようだが、みどりは日よけにもなり必要。 ・ ちょっとした買い物などで自転車が歩道上に止まっていて通りづらいことがある。 ・ 商店街街路灯が角張っていて危ない。 	視 肢 他 肢 子 子 視・他

④道路（区道）

指摘箇所	意見内容	意見分類
段差・勾配・舗装など	<ul style="list-style-type: none"> ・ 電柱が車道に出っ張っている（60 cm）箇所がある。 ・ ゆうゆう方南館入口の道路上に大木があるが、植樹ますがなく路面も凸凹なので補修が必要。 	視 視
	<ul style="list-style-type: none"> ・ ブロック舗装は車いすにひびく。 	肢
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 車いすでは、インターブロックの輪だちが走りにくい。段差が出来やすい。 	肢
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 車いすの走行には、透水性（開粒）舗装より密粒舗装の方が良い。 	肢
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 和泉保健センター西側は、道がねじ曲がっており、車いすの走行が難しい（縦断勾配 6.6～13%、横断勾配 5.1%）。 	肢・他
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 曲がりの角度がきつく、車いすの操作が難しい箇所がある。 	肢
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 方南中央通り商店街は、傾斜が急（縦断勾配 7.0%）な 	肢

	<p>箇所がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・方南公園付近の通りは急坂（縦断勾配 7.7%）。 ・方南中央通り商店街は、それほどでもないが傾斜が気になる箇所がある（横断勾配 3.3%）。 ・善福寺川沿いの歩道が、凸凹している。 ・善福寺川沿いの歩道の傾斜がきつく、車いすが車道へ流れる箇所がある。 ・善福寺川沿いにベンチ等座るところがあると良い。 ・雨柵に車いすの前タイヤがはまる。 	他 肢 肢 他 他
点字ブロック	<ul style="list-style-type: none"> ・ゆうゆう方南館入口に点字ブロックがほしい。 ・釜寺バス停からゆうゆう方南館へ誘導するため、曲がり角に点字ブロックをつけてほしい（ゆうゆう館へ視覚障害者が定期的に通う）。[再掲] ・和泉保健センターへ行く曲がり角に点字ブロックがほしい（3枚ほど）。[再掲] 	視 視 視
交通安全・信号	<ul style="list-style-type: none"> ・車いすからカーブミラーが見つらい箇所がある。 ・河北リハビリテーション病院前の道路は歩道もなく交通量が多いためベビーカーを押して歩けない（危険）。 	肢 子
不法占有	<ul style="list-style-type: none"> ・商品のはみ出しや、路上看板が出ている箇所がある。 ・道路に植木が出ている箇所がある。 ・商店街の商品はみ出しがあまりなくて良い。 	他 他 視
道路全体	<ul style="list-style-type: none"> ・ベビーカーを押して歩ける歩道がない。子供と手をつないで歩ける幅がない。 ・舗装は特に問題なく歩くことができる。[再掲] ・ブロック舗装は車いすにひびくので、アスファルト舗装のほうがいい。[再掲] ・インターロッキング舗装は、車の走行や街路樹により凸凹するので工夫が必要だが、商店街の活性化や賑わいの創出という利点がある。[再掲] ・車いすでは、車道から歩道への段差を上るのがきつい。[再掲] ・商店街街路灯が角張っていて危ない。[再掲] 	子 視 肢 他 肢 視・他

⑤道路（私道）

指摘箇所	意見内容	意見分類
段差・勾配・舗装など	<ul style="list-style-type: none"> ・保健センター南側は、横断勾配が片勾配で車いすが流れてしまう。 ・佼成会の歩道橋のスロープが狭い。手すりが離れている。 	肢 他

⑥方南公園

指摘箇所	意見内容	意見分類
出入口	<ul style="list-style-type: none"> ・点字ブロックがない。 	視
トイレ	<ul style="list-style-type: none"> ・車いす対応トイレがほしい。 ・トイレの出入り口に点字ブロックを設置してほしい（方南公園に限らない）。 	他 視

⑦和泉保健センター

指摘箇所	意見内容	意見分類
出入口	<ul style="list-style-type: none"> ・グレーチング（溝蓋）の溝幅が広く、車いすやベビーカーの車輪がはまる。 	他

⑧その他

指摘箇所	意見内容	意見分類
駅周辺	<ul style="list-style-type: none"> ・駅周辺にだれでもトイレがない。 ・ひと休みできるベンチなどがほしい。 ・駅前広場がなく、タクシーだまりがない。 ・佼成病院（予定）に行くためのルートを考える必要がある。シャトルバス等、新出入口（EV）とつなぐようなものがあると良い。 	他 他 他 他
郵便局	<ul style="list-style-type: none"> ・道路から敷地へのスロープが急（勾配 16.7%）である。 	他



3. 生活関連施設・生活関連経路・区域の設定

(1) 生活関連施設の設定

生活関連施設には、不特定多数の人が利用する施設や、多くの高齢者・障害者等が利用する施設を位置づけることが必要です。方南町駅周辺地区では、方南町駅から徒歩での移動ができる区域（駅から半径 500mを目安とする区域）に位置する区内施設のうち、特に多くの方や、高齢者・障害者等が多く利用すると思われる公共性の高い施設（駅、公共・公益施設、商業施設等）について、次表のとおり生活関連施設として位置づけます。また、区立小中学校についても、一部施設の一般開放、震災救援所指定など地域の拠点となる施設として、生活関連施設に位置付けます。

表：方南町駅周辺地区の生活関連施設一覧

施設区分	施設名	管理者	
旅客施設	方南町駅	東京地下鉄(株)	
公園	和田掘公園（済美山運動広場）	東京都	
	方南公園	杉並区	
建築物	医療施設	佼成病院（建設中）	立正佼成会
		河北リハビリテーション病院	社会医療法人 河北総合病院
	保健・福祉施設	和泉保健センター	杉並区
		ゆうゆう方南	杉並区
		ゆうゆう大宮堀ノ内	杉並区
		こすもす生活園	杉並区
		和田障害者交流館	杉並区
		社会就労センター済美職業実習所	社会福祉法人 済美会
		エンゼルヘルプ方南 （デイサービス、ショートステイ、グループホーム）	(株)大起エンゼルヘルプ
		介護老人保健施設ウエルファー （デイサービスセンター、ケア24）	医療法人社団 松永会
		和田掘ホーム	社会福祉法人 真松之会
		遊宴堀ノ内（デイサービス、ショートステイ、グループホーム）	(株)ジャパンケアサービスグループ

建築物	教育・文化施設	方南図書館	杉並区
		和田区民集会所	杉並区
		和田中学校	杉並区
		大宮中学校	杉並区
		泉南中学校	杉並区
		和田小学校	杉並区
		済美小学校	杉並区
		大宮小学校	杉並区
		方南小学校	杉並区
	金融機関等	みずほ銀行方南町支店	(株)みずほ銀行
		杉並方南二郵便局	郵便局(株)
		杉並堀ノ内郵便局	郵便局(株)
	商業施設	サミット和泉店	サミット(株)
その他施設	バス停	東京都	
		京王電鉄バス(株)	

(2) 生活関連経路の設定

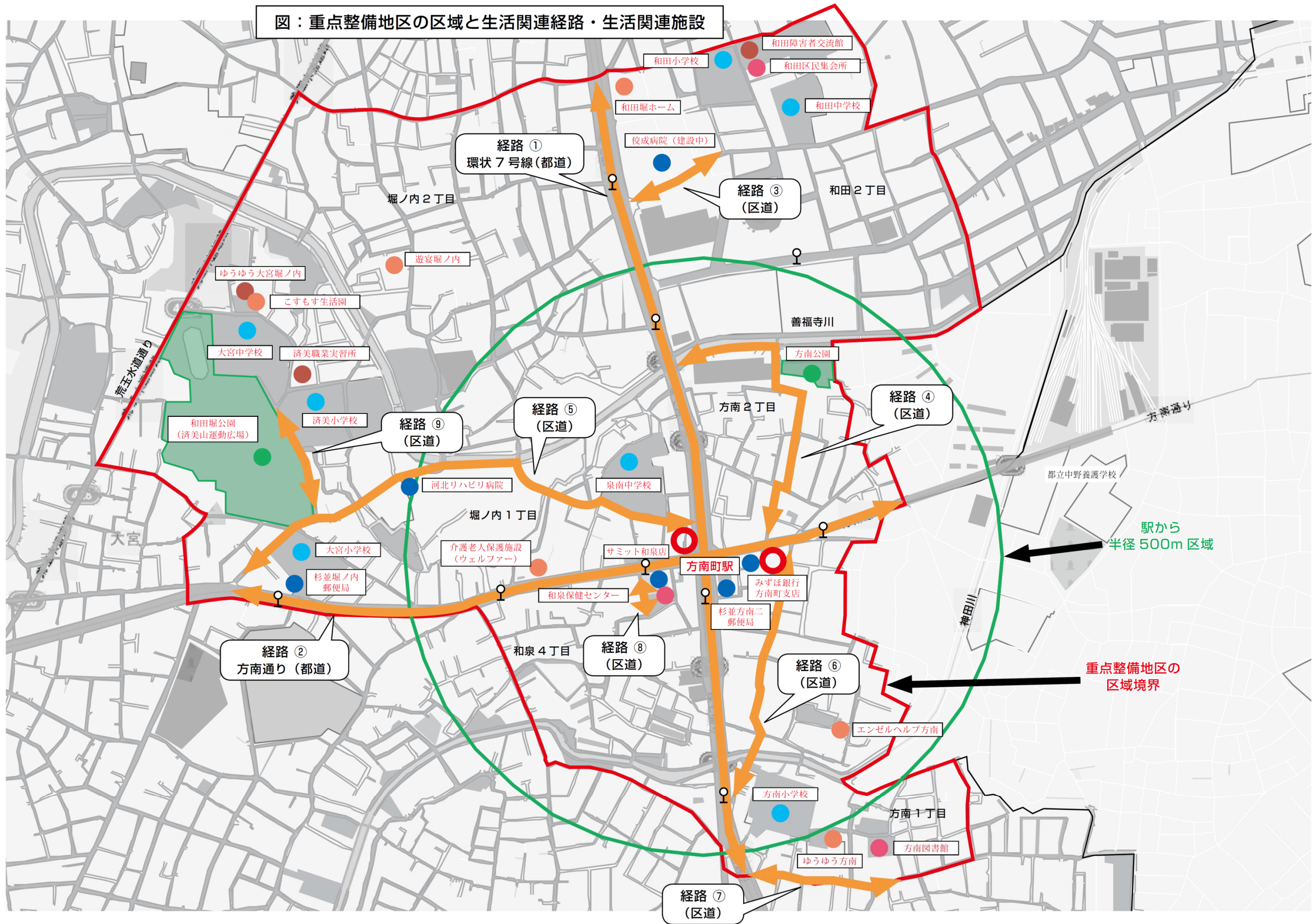
生活関連施設間を相互に結ぶ経路のうち、より多くの方が利用する経路（駅やバス停と施設を結ぶ経路など）については、生活関連経路に位置付けます。方南町駅周辺地区では、都道2経路（環状7号線・方南通り）と、区道7経路、合わせて9経路を生活関連経路に設定し、道路のバリアフリー化整備や安全な歩行空間の確保に努めていきます。

（図：重点整備地区の区域と生活関連経路・生活関連施設）

(3) 重点整備地区の区域設定

重点整備地区の区域は、前述した生活関連施設と生活関連経路を含む区域で、「図：重点整備地区の区域と生活関連経路・生活関連施設」に示す区域とします。重点整備地区の面積は、約130haです。

図：重点整備地区の区域と生活関連経路・生活関連施設



4. 生活関連施設のバリアフリー化対応状況（平成24年12月末現在）

平成24年12月末現在、各生活関連施設のバリアフリー化対応状況は次のとおりです。

(1) 鉄道駅

◇バリアフリー整備基準（東京都福祉のまちづくり条例）

項目		整備基準の概要		
施設整備	出入口	幅	出入口幅：90 cm以上	
	改札口	幅、点字ブロック、音響誘導装置	幅：90 cm以上（1箇所）、筆談	
	コンコース・通路	幅	幅：140 cm以上、突出物の配慮	
	階段	幅、手すり、踊場、形状、踏面、点字（手すり）	幅：120 cm以上、踊場：高さ300 cm以内ごと長さ120 cm以上	
	傾斜路	幅、勾配、踊場、手すり、点字（手すり）	幅：120 cm以上、勾配：屋内1/12 屋外1/20以下、踊場：高さ75 cm以内に150 cm以上	
	プラットフォーム	点状ブロック（内方線）、音声警告、転落防止柵、ホームドア等		
	エレベーター		出入口幅：80 cm以上、かご容量：11人乗り以上、ロビー：150×150 cm程度	
	エスカレーター	音声案内、踏み段	踏み段：縁取り	
	トイレ	一般用（案内表示）		1箇所以上：洋式、水洗器具、ベビーチェア・ベッド
		だれでもトイレ（洋式、てすり、車いす対応、案内表示、非常用呼び出しボタン）		出入口幅：85 cm以上、空間：150 cm以上の円内接
	券売機	構造、点字表示		
	休憩設備	店舗、水飲み、ベンチ		店舗：高齢者・障害者等に配慮
案内	案内表示（触知案内図）、音声案内、点字ブロック			
心のバリアフリー	職員教育			
	筆談			

◆生活関連施設バリアフリー対応状況（平成24年12月末現在）

東京メトロ方南町駅

事業者：東京地下鉄(株)

項目		概要	基準適合
施設整備	出入口	幅	○
	改札口	幅、点字ブロック、音響誘導装置、有人改札口（筆談）	×（音響誘導装置）
	コンコース・通路	幅	○
	階段	幅、手すり、形状、踏面、点字（手すり）	○
	傾斜路	幅、踊場、手すり、点字（手すり）	—
	プラットホーム	音声警告、ホームドア等	○
	エレベーター		×
	エスカレーター		×
	トイレ	だれでもトイレ（車いす、水洗器具、ベビーチェア・ベット）	×
	券売機	構造、点字	×
	休憩設備	水飲み、ベンチ	○
案内	案内表示、点字ブロック	○	
心のバリアフリー		職員教育	○
		筆談	○

(2) 公園

◇バリアフリー整備基準（東京都福祉のまちづくり条例）

項目		整備基準の概要	
施設 整備	出入口	幅、点状ブロック	出入口幅：120 cm以上、水平面：150 cm以上
	園路	幅、段差、勾配	幅：180cm 以上、勾配：4%以下
	階段	幅、踊場、手すり、踏面、点字（手すり）、点状ブロック（警告用）	幅：120 cm以上、踊場：高さ 300 cm以内に 150 cm以上
	傾斜路	幅、勾配、踊場、手すり	幅：120 cm 以上、勾配：5%以下、踊場：高さ 75 cm以内に 150 cm以上
	トイレ	だれでもトイレ（戸、てすり、車いす対応、案内表示）	出入口幅：85 cm以上、
	水飲み・手洗場	飲み口高さ、水平部	高さ：70～80 cm（下部に高さ 65 cm奥行き 45 cm以上の空間）、水平部：150×150 cm
	駐車場	障害者用駐車スペース	駐車台数の 1/50 以上、幅：350 cm以上
	案内・標示	案内板、点字ブロック	
心のバリアフリー		職員教育	

◆生活関連施設バリアフリー対応状況（平成24年12月末現在）

①和田堀公園（済美山運動広場）

事業者：東京都

項目		概要	基準適合
施設整備	出入口	幅、点状ブロック	○
	園路	幅、段差、勾配	○
	階段	幅、踊場、手すり、踏面、点字、点状ブロック	○
	傾斜路	幅、踊場	○
	トイレ	だれでもトイレ	○
	水飲み・手洗場		○
	駐車場	障害者用駐車スペース	○
	案内・標示	案内板、点字ブロック	○
心のバリアフリー		職員教育	—

②方南公園

事業者：杉並区

項目		概要	基準適合
施設整備	出入口	幅、点状ブロック	×
	園路	幅、段差、勾配	○
	階段	幅、踊場、手すり、踏面、点字、点状ブロック	×
	傾斜路	幅、踊場、手すり	○
	トイレ	だれでもトイレ	×
	水飲み・手洗場		○
	駐車場	障害者用駐車スペース	—
	案内・標示	案内板、点字ブロック	×
心のバリアフリー		職員教育	—

(3) 建築物

◇バリアフリー整備基準（東京都福祉のまちづくり条例）

項目		整備基準の概要	
施設整備	出入口	スロープ、自動ドア（引き戸）	出入口幅：100 cm以上
	廊下等	幅、床面、点状ブロック（警告用）	手すり内幅：140cm 以上、床面：すべりにくく衝撃の少ない材料
	敷地内の通路	幅、勾配、手すり	床面：すべりにくい材料、勾配：1/20 以下、幅：140 cm以上
	階段	幅、手すり、形状、踏面、点状ブロック	幅：120 cm以上、けあげ 18 cm以下、踏面 26 cm以上、床面：すべりにくい材料
	エレベーター	音声案内	出入口幅：80 cm以上、奥行き：135 cm以上、ロビー：150×150 cm以上
	（エスカレーター）		
	トイレ	だれでもトイレ（手すり、車いす対応、水洗器具、ベビーチェア・ベット）	出入口幅：85 cm以上、大きさ：200×200 cm以上、戸：車いす使用者が容易に開閉できるもの
	駐車場	障害者用駐車スペース	幅：350 cm以上
	案内	案内表示、点字ブロック	
心のバリアフリー		職員教育	
		筆談	

◆生活関連施設バリアフリー対応状況（平成24年12月末現在）

① 河北リハビリテーション病院

事業者：（社医）河北総合病院

項目	概要	基準適合	
施設整備	出入口	スロープ、自動ドア	○
	廊下等	幅、床面、点状ブロック（警告用）	○
	敷地内の通路	幅、勾配、手すり	—
	階段	幅、手すり、形状、踏面、点状ブロック	○
	エレベーター		○
	トイレ	だれでもトイレ	○
	駐車場	障害者用駐車スペース	○
	案内	案内表示、点字ブロック	○
心のバリアフリー	職員教育	○	
	筆談	○	

② 和泉保健センター

事業者：杉並区

項目	概要	基準適合	
施設整備	出入口	スロープ、自動ドア	○
	廊下等	幅、床面、点状ブロック（警告用）	○
	敷地内の通路	幅、勾配、手すり	—
	階段	幅、手すり、形状、踏面、点状ブロック	○
	エレベーター		×
	トイレ	だれでもトイレ	○
	駐車場	障害者用駐車スペース	○
	案内	案内表示、点字ブロック	○
心のバリアフリー	職員教育	○	
	筆談	○	
その他	手すりの点字表示	×	
	出入口のグレーチング（目が粗い）	×	

③ゆうゆう方南

事業者：杉並区

項目		概要	基準適合
施設整備	出入口	スロープ、自動ドア	○
	廊下等	幅、床面、点状ブロック（警告用）	○
	敷地内の通路	幅、勾配、手すり	—
	階段	幅、手すり、形状、踏面、点状ブロック	—（1階）
	エレベーター		—（1階）
	トイレ	車いす対応	○
	駐車場	障害者用駐車スペース	×
	案内	案内表示、点字ブロック	○
心のバリアフリー		職員教育	○
		筆談	○

④ゆうゆう大宮堀ノ内

事業者：杉並区

項目		概要	基準適合
施設整備	出入口	スロープ、自動ドア	○
	廊下等	幅、床面、点状ブロック（警告用）	○
	敷地内の通路	幅、勾配、手すり	—
	階段	幅、手すり、形状、踏面、点状ブロック	○
	エレベーター		○
	トイレ	車いす対応	○
	駐車場	障害者用駐車スペース	○
	案内	案内表示、点字ブロック	○
心のバリアフリー		職員教育	○
		筆談	○

⑤こすもす生活園

事業者：杉並区

項目	概要	基準適合	
施設整備	出入口	スロープ、自動ドア	○
	廊下等	幅、床面、点状ブロック（警告用）	○
	敷地内の通路	幅、勾配、手すり	—
	階段	幅、手すり、形状、踏面、点状ブロック	○
	エレベーター		○
	トイレ	車いす対応	○
	駐車場	障害者用駐車スペース	○
	案内	案内表示、点字ブロック	○
心のバリアフリー	職員教育	○	
	筆談	○	

⑥和田障害者交流館

事業者：杉並区

項目	概要	基準適合	
施設整備	出入口	スロープ、自動ドア	○
	廊下等	幅、床面、点状ブロック（警告用）	○
	敷地内の通路	幅、勾配、手すり	—
	階段	幅、手すり、形状、踏面、点状ブロック	—（1階）
	エレベーター		—（1階）
	トイレ	車いす対応	○
	駐車場	障害者用駐車スペース	○
	案内	案内表示、点字ブロック	○
心のバリアフリー	職員教育	○	
	筆談	○	

⑦社会就労センター 済美職業実習所

事業者：(社福)済美会

項目		概要	基準適合
施設整備	出入口	スロープ、自動ドア	○
	廊下等	幅、床面、点状ブロック（警告用）	○
	敷地内の通路	幅、勾配、手すり	—
	階段	幅、手すり、形状、踏面、点状ブロック	○
	エレベーター		○
	トイレ	だれでもトイレ	○
	駐車場	障害者用駐車スペース	○
	案内	案内表示、点字ブロック	○
心のバリアフリー		職員教育	○
		筆談	○

⑧エンゼルヘルプ方南

事業者：(株)大起エンゼルヘルプ

項目		概要	基準適合
施設整備	出入口	スロープ、自動ドア	○
	廊下等	幅、床面、点状ブロック（警告用）	○
	敷地内の通路	幅、勾配、手すり	—
	階段	幅、手すり、形状、踏面、点状ブロック	○
	エレベーター		○
	トイレ	だれでもトイレ	○
	駐車場	障害者用駐車スペース	○
	案内	案内表示、点字ブロック	○
心のバリアフリー		職員教育	○
		筆談	○

⑨介護老人保健施設ウェルファー

事業者：(医社)松永会

項目	概要	基準適合	
施設整備	出入口	スロープ、自動ドア	○
	廊下等	幅、床面、点状ブロック（警告用）	○
	敷地内の通路	幅、勾配、手すり	—
	階段	幅、手すり、形状、踏面、点状ブロック	○
	エレベーター		○
	トイレ	だれでもトイレ	○
	駐車場	障害者用駐車スペース	○
	案内	案内表示、点字ブロック	○
心のバリアフリー	職員教育	○	
	筆談	○	

⑩和田掘ホーム

事業者：(社福)真松之会

項目	概要	基準適合	
施設整備	出入口	スロープ、自動ドア	○
	廊下等	幅、床面、点状ブロック（警告用）	○
	敷地内の通路	幅、勾配、手すり	—
	階段	幅、手すり、形状、踏面、点状ブロック	○
	エレベーター		○
	トイレ	だれでもトイレ	○
	駐車場	障害者用駐車スペース	○
	案内	案内表示、点字ブロック	○
心のバリアフリー	職員教育	○	
	筆談	○	

⑪遊宴堀ノ内

事業者：(株)ジャパンケアサービスグループ

項目		概要	基準適合
施設整備	出入口	スロープ、自動ドア	○
	廊下等	幅、床面、点状ブロック（警告用）	○
	敷地内の通路	幅、勾配、手すり	—
	階段	幅、手すり、形状、踏面、点状ブロック	○
	エレベーター		○
	トイレ	だれでもトイレ	○
	駐車場	障害者用駐車スペース	○
	案内	案内表示、点字ブロック	○
心のバリアフリー		職員教育	○
		筆談	○

⑫方南図書館

事業者：杉並区

項目		概要	基準適合
施設整備	出入口	スロープ、自動ドア	○
	廊下等	幅、床面、点状ブロック（警告用）	○
	敷地内の通路	幅、勾配、手すり	—
	階段	幅、手すり、形状、踏面、点状ブロック	○
	エレベーター		○
	トイレ	だれでもトイレ	○
	駐車場	障害者用駐車スペース	○
	案内	案内表示、点字ブロック	○
心のバリアフリー		職員教育	○
		筆談	○

⑬和田区民集会所

事業者：杉並区

項目		概要	基準適合
施設整備	出入口	スロープ、自動ドア	○
	廊下等	幅、床面、点状ブロック（警告用）	○
	敷地内の通路	幅、勾配、手すり	—
	階段	幅、手すり、形状、踏面、点状ブロック	—（1階）
	エレベーター		—（1階）
	トイレ	車いす対応	○
	駐車場	障害者用駐車スペース	○
	案内	案内表示、点字ブロック	○
心のバリアフリー	職員教育		○
	筆談		○

⑭和田中学校

事業者：杉並区

項目		概要	基準適合
施設整備	出入口	スロープ	×
	廊下等	幅、床面、点状ブロック（警告用）	○
	敷地内の通路	幅、勾配、手すり	○
	階段	幅、手すり、形状、踏面、点状ブロック	○
	エレベーター		×
	トイレ	車いす対応	○
	駐車場	障害者用駐車スペース	○
	案内	案内表示、点字ブロック	×
心のバリアフリー	職員教育		○
	筆談		○

⑮大宮中学校

事業者：杉並区

項目		概要	基準適合
施設整備	出入口	スロープ	○
	廊下等	幅、床面、点状ブロック（警告用）	○
	敷地内の通路	幅、勾配、手すり	○
	階段	幅、手すり、形状、踏面、点状ブロック	○
	エレベーター		×
	トイレ	車いす対応	○
	駐車場	障害者用駐車スペース	○
	案内	案内表示、点字ブロック	×
心のバリアフリー		職員教育	○
		筆談	○

⑯泉南中学校

事業者：杉並区

項目		概要	基準適合
施設整備	出入口	スロープ	○
	廊下等	幅、床面、点状ブロック（警告用）	○
	敷地内の通路	幅、勾配、手すり	○
	階段	幅、手すり、形状、踏面、点状ブロック	○
	エレベーター		○
	トイレ	車いす対応	○
	駐車場	障害者用駐車スペース	○
	案内	案内表示、点字ブロック	○
心のバリアフリー		職員教育	○
		筆談	○

⑰和田小学校

事業者：杉並区

項目		概要	基準適合
施設整備	出入口	スロープ	×
	廊下等	幅、床面、点状ブロック（警告用）	○
	敷地内の通路	幅、勾配、手すり	○
	階段	幅、手すり、形状、踏面、点状ブロック	○
	エレベーター		×
	トイレ	車いす対応	×
	駐車場	障害者用駐車スペース	○
	案内	案内表示、点字ブロック	×
心のバリアフリー		職員教育	○
		筆談	○

⑱済美小学校

事業者：杉並区

項目		概要	基準適合
施設整備	出入口	スロープ	×
	廊下等	幅、床面、点状ブロック（警告用）	○
	敷地内の通路	幅、勾配、手すり	○
	階段	幅、手すり、形状、踏面、点状ブロック	○
	エレベーター		×
	トイレ	車いす対応	○
	駐車場	障害者用駐車スペース	○
	案内	案内表示、点字ブロック	×
心のバリアフリー		職員教育	○
		筆談	○

⑱大宮小学校

事業者：杉並区

項目		概要	基準適合
施設整備	出入口	スロープ	×
	廊下等	幅、床面、点状ブロック（警告用）	○
	敷地内の通路	幅、勾配、手すり	○
	階段	幅、手すり、形状、踏面、点状ブロック	○
	エレベーター		×
	トイレ	車いす対応	×
	駐車場	障害者用駐車スペース	○
	案内	案内表示、点字ブロック	×
心のバリアフリー		職員教育	○
		筆談	○

⑳方南小学校

事業者：杉並区

項目		概要	基準適合
施設整備	出入口	スロープ	○
	廊下等	幅、床面、点状ブロック（警告用）	○
	敷地内の通路	幅、勾配、手すり	○
	階段	幅、手すり、形状、踏面、点状ブロック	○
	エレベーター		○
	トイレ	車いす対応	○
	駐車場	障害者用駐車スペース	○
	案内	案内表示、点字ブロック	○
心のバリアフリー		職員教育	○
		筆談	○

①みずほ銀行方南町支店

事業者：(株)みずほ銀行

	項目	概要	基準適合
施設整備	出入口	スロープ、自動ドア	○
	廊下等	幅、床面、点状ブロック（警告用）	○
	敷地内の通路	幅、勾配、手すり	—
	階段	幅、手すり、形状、踏面、点状ブロック	○
	エレベーター		×
	トイレ	だれでもトイレ	×
	駐車場	障害者用駐車スペース	○
	案内	案内表示、点字ブロック	○
心のバリアフリー		職員教育	○
		筆談	○

②方南二郵便局

事業者：郵便局(株)

	項目	概要	基準適合
施設整備	出入口	スロープ、自動ドア	○
	廊下等	幅、床面、点状ブロック（警告用）	○
	敷地内の通路	幅、勾配、手すり	—
	階段	幅、手すり、形状、踏面、点状ブロック	—（1階）
	エレベーター		—（1階）
	トイレ	車いす対応	—
	駐車場	障害者用駐車スペース	—
	案内	案内表示、点字ブロック	○
心のバリアフリー		職員教育	○
		筆談	○

㊸ 堀ノ内郵便局

事業者：郵便局(株)

項目		概要	基準適合
施設整備	出入口	スロープ、自動ドア	○
	廊下等	幅、床面、点状ブロック（警告用）	○
	敷地内の通路	幅、勾配、手すり	—
	階段	幅、手すり、形状、踏面、点状ブロック	—（1階）
	エレベーター		—（1階）
	トイレ	車いす対応	—
	駐車場	障害者用駐車スペース	—
	案内	案内表示、点字ブロック	○
心のバリアフリー	職員教育		○
	筆談		○

㊹ サミット和泉店

事業者：サミット(株)

項目		概要	基準適合
施設整備	出入口	スロープ、自動ドア	○
	廊下等	幅、床面、点状ブロック（警告用）	○
	敷地内の通路	幅、勾配、手すり	—
	階段	幅、手すり、形状、踏面、点状ブロック	○
	エレベーター		○ (荷物用職員対応)
	エスカレーター		○
	トイレ	だれでもトイレ	×
	駐車場	障害者用駐車スペース	×
	案内	案内表示、点字ブロック	○
心のバリアフリー	職員教育		○
	筆談		○

(4) バス停留所

◇バリアフリー整備基準（東京都福祉のまちづくり条例）

項目		望ましい整備
施設整備	案内板等	・行き先、運行系統、時刻表 ・運行情報表示装置
	照明設備	
	時刻表	ノンステップバス、リフト車別など
	上屋	ベンチ
心のバリアフリー		職員教育

◆生活関連施設バリアフリー対応状況（平成 24 年 12 月末現在）

① 方南町駅

事業者：京王電鉄バス(株)

項目		概要	整備
施設整備	案内板	運行系統、時刻表	○
	運行状況	ロケーションシステム	○
	上屋	照明	○
	ベンチ		×
心のバリアフリー		職員教育（乗務員）	○

②八幡通り

事業者：京王電鉄バス(株)

項目		概要	整備
施設整備	案内板	運行系統、時刻表	○
	運行状況	ロケーションシステム	×
	上屋	照明	×
	ベンチ		×
心のバリアフリー		職員教育（乗務員）	○

③大宮八幡入口（中野方面）

事業者：京王電鉄バス(株)

項目		概要	整備
施設整備	案内板	運行系統、時刻表	○
	運行状況	ロケーションシステム	×
	上屋	照明	○
	ベンチ		×
心のバリアフリー		職員教育（乗務員）	○

④方南八幡通り

事業者：東京都

項目		概要	整備
施設整備	案内板	運行系統、時刻表	○
	運行状況	ロケーションシステム	×
	上屋	照明	×
	ベンチ		×
心のバリアフリー		職員教育（乗務員）	○

⑤ 釜寺

事業者：東京都

項目		概要	整備
施設整備	案内板	運行系統、時刻表	○
	運行状況	ロケーションシステム	×
	上屋	照明	×
	ベンチ		×
心のバリアフリー		職員教育（乗務員）	○

⑥ 和田堀橋（永福町方向）

事業者：京王電鉄バス(株)

項目		概要	整備
施設整備	案内板	運行系統、時刻表	○
	運行状況	ロケーションシステム	×
	上屋	照明	×
	ベンチ		×
心のバリアフリー		職員教育（乗務員）	○

⑦ 和田堀橋

事業者：東京都

項目		概要	整備
施設整備	案内板	運行系統、時刻表	○
	運行状況	ロケーションシステム	×
	上屋	照明	△ (渋谷・新宿方向のみ)
	ベンチ		×
心のバリアフリー		職員教育（乗務員）	○

⑧堀ノ内二丁目

事業者：東京都

項目		概要	整備
施設整備	案内板	運行系統、時刻表	○
	運行状況	ロケーションシステム	×
	上屋	照明	△ (阿佐ヶ谷方向のみ)
	ベンチ		×
心のバリアフリー		職員教育（乗務員）	○

⑨佼成会聖堂前

事業者：京王電鉄バス(株)

項目		概要	整備
施設整備	案内板	運行系統、時刻表	○
	運行状況	ロケーションシステム	×
	上屋	照明	○
	ベンチ		×
心のバリアフリー		職員教育（乗務員）	○

⑩峯

事業者：京王電鉄バス(株)

項目		概要	整備
施設整備	案内板	運行系統、時刻表	○
	運行状況	ロケーションシステム	×
	上屋	照明	×
	ベンチ		×
心のバリアフリー		職員教育（乗務員）	○

5. 特定事業とその他の事業

重点整備地区における移動等円滑化を実現するため、各事業者が取り組む特定事業を次のとおり定めます。ここに定めた特定事業については、今後、各事業者が特定事業計画を作成し、その事業計画に基づく事業の実施が義務付けられます。

特定事業の実施期間については、概ね平成 25 年度から平成 27 年度までを短期、概ね平成 28 年度から平成 30 年度までを中期、事業調整や検討・調査事項等があり事業化までに時間を要するものや事業期間が長期間にわたることなどから、概ね平成 31 年度から平成 33 年度までの完了を目標とするものを長期とし、各事業の実施予定期間を示しています。

(1) 公共交通特定事業

① 鉄道駅

整備対象	事業内容	事業者	実施時期		
			短期	中期	長期
方南町駅	階段昇降機の設置（西側 1 番出入口）	東京地下鉄(株)	→		
	エレベーターの設置（新設出入口）		→		
	エスカレーターの設置（新設出入口）		→		
	だれでもトイレの設置		→		
	視覚障害者誘導用案内設備の設置		→		
	利用者に対する職員の心のバリアフリー教育の推進		○ ○ ○ (継続して実施)		

② バス車両・バス停

整備対象	事業内容	事業者	実施時期		
			短期	中期	長期
バス	車両のノンステップ化	東京都交通局	→		
	バス停の改良		→		
	利用者に対する乗務員の心のバリアフリー教育の推進		○ ○ ○ (継続して実施)		

【実施時期】 短期：概ね平成 25 ～27 年度 中期：概ね平成 28～30 年度 長期：概ね平成 31～33 年度

整備対象	事業内容	事業者	実施時期		
			短期	中期	長期
バス	車両のノンステップ化	京王電鉄 バス(株)	→		
	バス停の新設・改良		→	→	
	利用者に対する乗務員の心のバリアフリー教育の推進		○	○	○ (継続して実施)

(2) 道路特定事業

①都道

整備対象	事業内容	事業者	実施時期		
			短期	中期	長期
経路① (環状7号線)	電線類の地中化推進による、歩道の有効幅員の確保	東京都第三建設事務所	→	→	→
	適切な点字ブロックの設置又は改善			→	→
	歩道の段差及び勾配の改善			→	→
経路② (方南通り)	すべりにくい、歩きやすい歩道の整備		→	→	
	適切な点字ブロックの設置又は改善		→	→	
	歩道の段差及び勾配の改善		→	→	

* 経路①：電線類の地中化に伴う歩道復旧時期に合わせ、点字ブロックの設置や歩道の段差、勾配の改善を図って行く。

* 経路②：路面補修時期に合わせて、点字ブロックの設置や歩道の段差解消、勾配の改善を図っていく。

②区道

整備対象	事業内容	事業者	実施時期		
			短期	中期	長期
経路③ (特別区道第2101-1号線)	バリアフリーに配慮した維持管理	杉並区	○	○	○ (継続して実施)
経路④ (特別区道第1815号線) (特別区道第1813号線) (特別区道第549号線) (特別区道第550号線) (特別区道第551号線)	バリアフリーに配慮した維持管理		○	○	○ (継続して実施)
	適切な点字ブロックの設置		→		
	河川通路の整備		→		

【実施時期】 短期：概ね平成25～27年度 中期：概ね平成28～30年度 長期：概ね平成31～33年度

経路⑤ (特別区道第 423 号線) (特別区道第 1880 号線) (河川通路) (特別区道第 2101-1 号線)	路側帯のカラー化	杉並区			
	バリアフリーに配慮した維持管理		○	○	○ (継続して実施)
経路⑥ (特別区道第 689 号線) (特別区道第 688 号線)	バリアフリーに配慮した維持管理		○	○	○ (継続して実施)
	バリアフリーに配慮した維持管理		○	○	○ (継続して実施)
経路⑦ (特別区道第 1855 号線)	適切な点字ブロックの設置				
	バリアフリーに配慮した維持管理		○	○	○ (継続して実施)
経路⑧ (特別区道第 742 号線)	バリアフリーに配慮した維持管理	○	○	○ (継続して実施)	
経路⑨ (特別区道第 1643 号線)	バリアフリーに配慮した維持管理	○	○	○ (継続して実施)	

(3) 都市公園特定事業


整備対象	事業内容	事業者	実施時期		
			短期	中期	長期
方南公園	だれでもトイレの設置	杉並区			
	園路整備 (出入口)				



(4) 建築物特定事業


整備対象	事業内容	事業者	実施時期		
			短期	中期	長期
和泉保健センター	エレベーターの設置	杉並区			
	階段手すり点字表示の設置				
	出入り口のグレーチング改修				
	利用者に対する職員の心のバリアフリー教育の推進		○	○	○ (継続して実施)



* 和泉保健センター：エレベーターの設置については施設全体の整備計画、建築基準法上の取扱い等課題を整理し、検討していくものとする。

【実施時期】 短期：概ね平成 25 ～27 年度 中期：概ね平成 28～30 年度 長期：概ね平成 31～33 年度

整備対象	事業内容	事業者	実施時期		
			短期	中期	長期
和田中学校	段差解消（スロープ設置）	杉並区			



整備対象	事業内容	事業者	実施時期		
			短期	中期	長期
和田小学校	段差解消（スロープ設置）	杉並区			
	車いす対応トイレの設置				

整備対象	事業内容	事業者	実施時期		
			短期	中期	長期
済美小学校	段差解消（スロープ設置）	杉並区			

整備対象	事業内容	事業者	実施時期		
			短期	中期	長期
大宮小学校	段差解消（スロープ設置）	杉並区			
	車いす対応トイレの設置				

* 区立小中学校：昇降機器（エレベーター等）の設置については、区立学校全体の整備計画、建築基準法上の取扱い等課題を整理し、検討していくものとする。

（５）交通安全特定事業




整備対象	事業内容	事業者	実施時期		
			短期	中期	長期
交差点	エスコートゾーンの設置	東京都 公安委員会			
	音響信号設置				
	道路の不正使用の取り締まり		○	○	○

（継続して実施）

【実施時期】 短期：概ね平成 25 ～27 年度 中期：概ね平成 28～30 年度 長期：概ね平成 31～33 年度

(6) その他の事業

①自転車対策

取組対象	事業内容	事業者	実施時期		
			短期	中期	長期
利用マナーの向上	自転車利用講習会の開催	杉並区	○	○	○
	学校と連携した自転車利用教育の実施		○	○	○
放置防止の推進	撤去・啓発活動の実施（撤去、指導、キャンペーン等啓発活動、案内標識等の設置）		○	○	○
	方南町駅周辺の自転車対策の検討（放置禁止区域設定、撤去・啓発活動計画）				
	自転車駐車場の整備				
安全対策の推進	自転車レーン設置の検討				

②道路の不正利用対策

取組対象	事業内容	事業者	実施時期		
			短期	中期	長期
路上不正利用防止の推進	定期的な道路パトロールの実施	杉並区 警察署	○	○	○
	商店会・町内会等と連携した地域での啓発活動の実施		○	○	○
路上駐車防止の推進	巡回指導員等による違法駐車取締の強化		○	○	○
	駐車場利用推進のための啓発活動・案内の実施		○	○	○

③生活関連施設

整備対象	事業内容	事業者	実施時期		
			短期	中期	長期
ゆうゆう方南	利用者に対する職員の心のバリアフリー教育の推進（障害者用車両駐車の近隣施設駐車場への案内・連携）	杉並区	○	○	○

【実施時期】 短期：概ね平成 25 ～27 年度 中期：概ね平成 28～30 年度 長期：概ね平成 31～33 年度

整備対象	事業内容	事業者	実施時期		
			短期	中期	長期
みずほ銀行方南町支店	利用者に対する職員の心のバリアフリー教育の推進（トイレ利用者の誘導・案内）	(株)みずほ銀行	○ (継続して実施)	○	○

整備対象	事業内容	事業者	実施時期		
			短期	中期	長期
方南二郵便局	利用者に対する職員の心のバリアフリー教育の推進	郵便局(株)	○ (継続して実施)	○	○

整備対象	事業内容	事業者	実施時期		
			短期	中期	長期
堀ノ内郵便局	利用者に対する職員の心のバリアフリー教育の推進	郵便局(株)	○ (継続して実施)	○	○

整備対象	事業内容	事業者	実施時期		
			短期	中期	長期
サミット和泉店	利用者に対する職員の心のバリアフリー教育の推進（エレベーター利用者の誘導・案内）	サミット(株)	○ (継続して実施)	○	○

④児童への心のバリアフリー教育

取組対象	事業内容	事業者	実施時期		
			短期	中期	長期
小・中学校 (総合的な学習の時間)	福祉副読本による学習の実施	杉並区	○ (継続して実施)	○	○
	障害者福祉施設等の訪問による障害者等との交流機会の提供		○ (継続して実施)	○	○
	障害者イベントへのボランティア参加		○ (継続して実施)	○	○
	交流・共同学習や副籍事業の推進		○ (継続して実施)	○	○

【実施時期】 短期：概ね平成 25 ～27 年度 中期：概ね平成 28～30 年度 長期：概ね平成 31～33 年度

6. 事業の推進に向けて

(1) 特定事業計画の策定

重点整備地区の特定事業を着実にしていくため、各特定事業者は、今後、速やかに特定事業計画を策定します。各事業者は、この特定事業計画に基づいた整備等を確実に実施するとともに、特定事業計画に挙げられていない項目についても、対応できるものは積極的に取り組んでいくこととします。

(2) (仮称) バリアフリー連絡会による進捗の把握

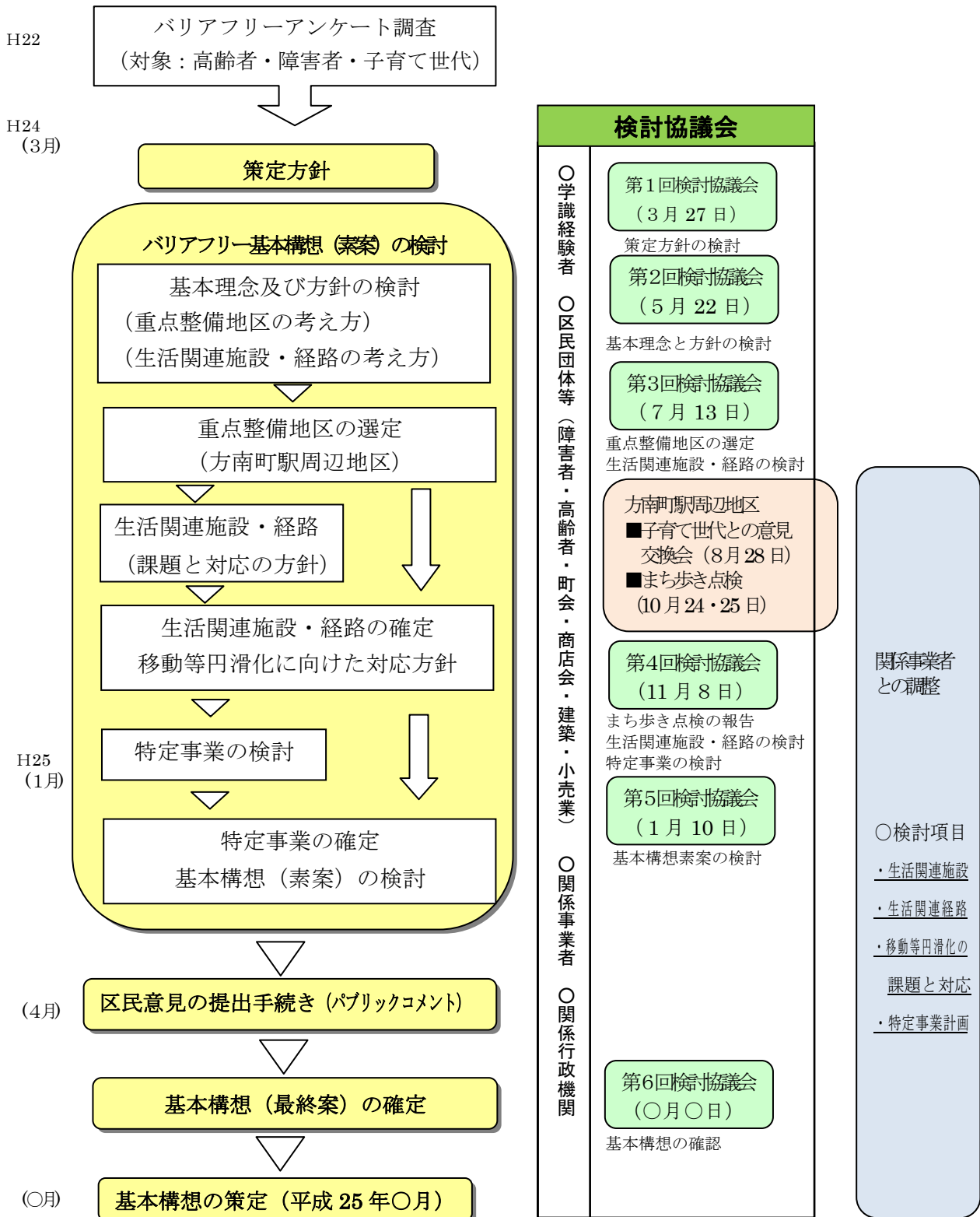
本基本構想の策定後、区は、各特定事業の進捗状況を把握し、必要に応じて事業評価や助言、整備状況の広報などをしていく必要があります。このため、区民代表や関係事業者等で構成する「(仮称) 杉並区バリアフリー連絡会」により、重点整備地区における特定事業等の実施状況の確認や、事業実施の評価・検証などを行い、継続的なバリアフリー推進を目指します。

また、この連絡会では、重点整備地区の事業状況の把握だけでなく、区全体のバリアフリーに関する情報連絡や、意見の把握などを行っていきます。

資料

1 基本構想策定までの経過

学識経験者、区民団体等代表、交通事業者、関係行政機関及び区職員で構成する「杉並区バリアフリー基本構想検討協議会」（以下、「検討協議会」という）を設置し、基本構想（素案）の検討を行いました。



2 杉並区の概要

2-1. 位置・地勢

武蔵野台地の上、東京 23 区の西端に位置し、おおむね方形で面積は 34.02 平方キロメートルと 23 区中 8 番目の広さを持っています。杉並区は東京の発展とともに、比較的 naturally 恵まれた住宅都市としての性格をもちながら成長してきました。

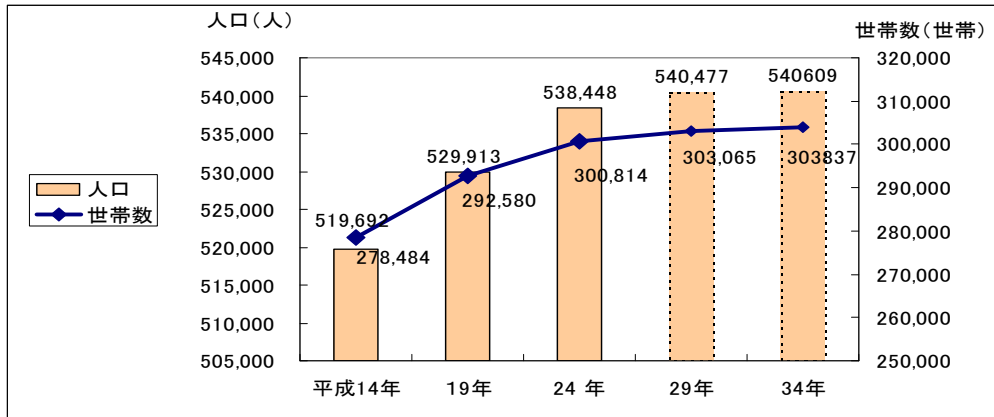


2-2. 人口・世帯

(1) 総人口・総世帯数

杉並区の総人口は平成 24 年 1 月 1 日現在、約 53.8 万人であり 10 年前の平成 14 年に比べ約 1.9 万人 (3.6%) 増加しています。総人口は、今後も微増するものの、10 年後の平成 34 年には約 54.1 万人と、ほぼ横ばいで推移すると予測されています。

世帯数も人口同様に増加しており平成 24 年の総世帯数は、約 30.1 万世帯で、1 世帯当たりの人員は 1.8 人です。

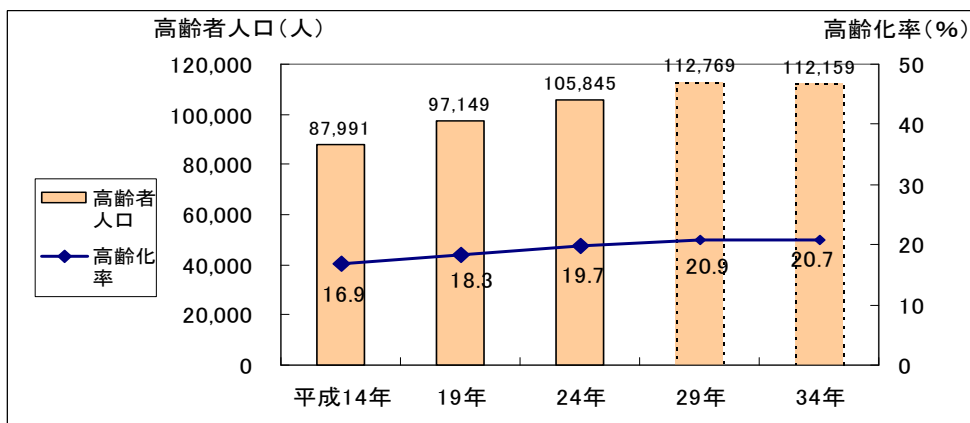


出典：住民基本台帳及び外国人登録（各年 1 月 1 日現在）、杉並区の将来人口及び世帯数の推計（平成 23 年）

図：杉並区の人口・世帯数の推移

(2) 高齢者人口・高齢化率

65 歳以上の高齢者人口は、平成 14 年には約 8.8 万人（高齢化率：16.9%）でしたが、平成 24 年では約 10.6 万人（高齢化率：19.7%）に増加しています。また、今後も高齢者人口は増加する傾向にあり、10 年後の平成 34 年には約 11.2 万人（高齢化率：20.7%）になると予測されています。



出典：住民基本台帳及び外国人登録（各年 1 月 1 日現在）、杉並区の将来人口及び世帯数の推計（平成 23 年）

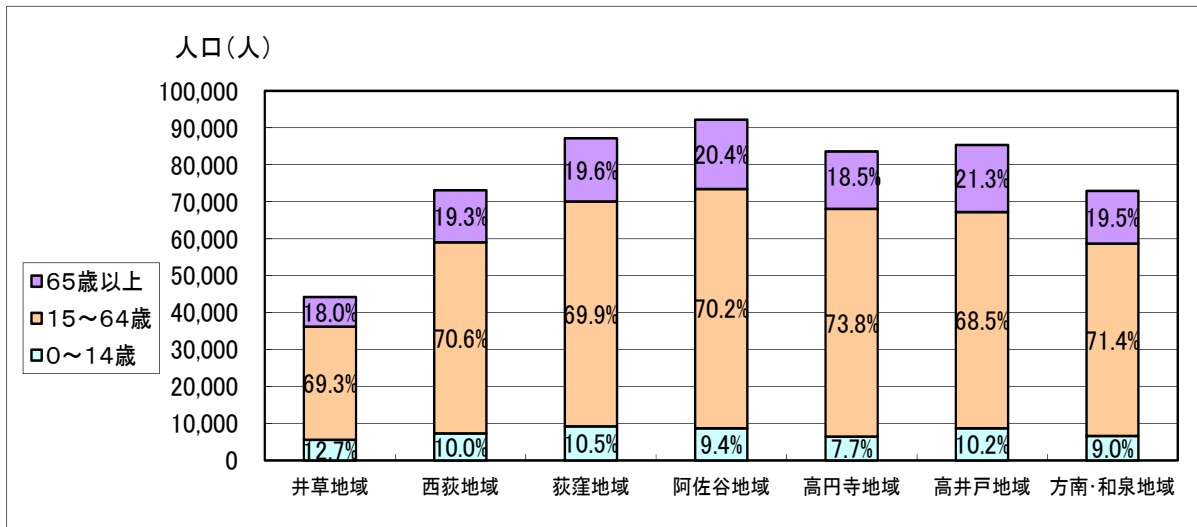
図：杉並区の高齢者人口・高齢化率の推移

(3) 7地域別の人口・年齢別人口

平成24年1月1日現在、区内の7地域別（杉並区総合計画による地域区分）の人口は、阿佐谷地域が約9.2万人と最も多く、次いで荻窪地域の約8.7万人です。最も人口が少ないのは井草地域の約4.4万人です。

高齢者人口率が最も高いのは、高井戸地域の21.3%であり、高齢者人口数が最も多いのは、阿佐谷地域の18,777人（20.4%）です。また、高齢者人口率、高齢者人口数ともに最も少ないのは、井草地域の7,965人（18.0%）となっています。

また、年少人口（14歳以下）率が最も高いのは井草地域の12.7%であり、年少人口数が最も多いのは荻窪地域で、9,186人（10.5%）となっています。



H24.1.1 現在（人）	区全域 （7地域合計）	井草地域 （西武線を 中軸とする 圏域）	西荻地域 （中央線西 荻窪駅を核 とする圏域）	荻窪地域 （中央線荻 窪駅を核と する圏域）	阿佐谷地域 （中央線阿佐 ヶ谷駅を核 とする圏域）	高円寺地域 （中央線高 円寺駅を核 とする圏域）	高井戸地域 （井の頭線 西部の圏域）	方南・和泉地域 （井の頭線 東部の圏域）
0～14歳	52,535	5,600	7,348	9,186	8,670	6,418	8,716	6,597
15～64歳	380,068	30,606	51,647	60,879	64,743	61,658	58,463	52,072
65歳以上	105,845	7,965	14,142	17,071	18,777	15,484	18,167	14,239
合計	538,448	44,171	73,137	87,136	92,190	83,560	85,346	72,908

出典：住民基本台帳及び外国人登録（各年1月1日現在）

図：7地域別の人口（年齢3区分別）

(4) 障害者手帳所持者数

平成 24 年度の障害者手帳交付者数は次表のとおり合計で約 1.8 万人(総人口比 3.3%)です。今後、各手帳所持者数とも増加傾向で推移していくと推測されています。

平成 24 年 4 月 1 日現在 (人)

手帳種別	所持者数 (総人口比)	内訳	
身体障害者手帳	13,300 (2.5%) [内 65 歳以上保持者数 8,820]	肢体不自由	6,632
		内部障害	4,413
		視覚障害	1,025
		聴覚・平衡機能障害	955
		音声・言語・咀嚼機能障害	275
知的障害者手帳	2,072 (0.4%) [内 65 歳以上保持者数 134]	/	
精神保健福祉手帳	2,380 (0.4%)	/	
合計	17,752 (3.3%)	/	

(杉並区保健福祉計画 平成 25 年 3 月 より作成)

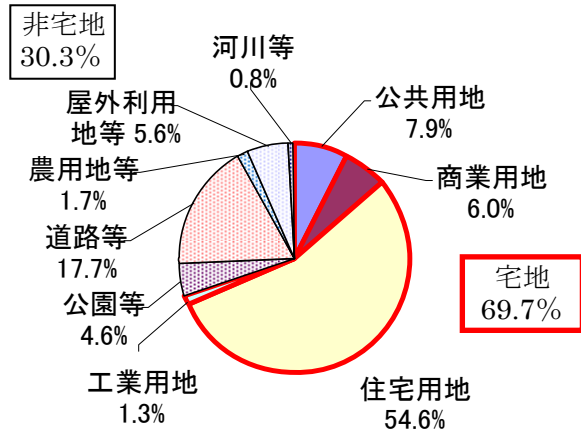
(5) 妊婦・乳児等 (0～3 歳) 人口

妊産婦やベビーカーを利用する乳幼児連れなど、いわゆる「子育て世代」の外出環境についても、ユニバーサルデザインの考え方を踏まえた整備が求められています。

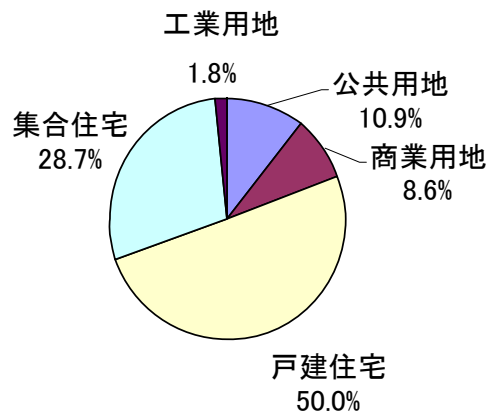
平成 23 年度の妊娠届受理件数(妊婦数)は約 0.5 万人(総人口比 0.9%)です。また、平成 24 年 1 月 1 日現在の乳児等人口(0～3 歳人口)は、約 1.5 万人(総人口比 2.8%)です。

2-3. 土地利用・建物

平成18年の区の土地利用の構成をみると、宅地率が69.7%となっています。宅地のうち、戸建住宅が50.0%、集合住宅が28.7%を占めており、宅地の78.7%が住居系の利用となっており、これは23区で最も高い割合です。



図：土地利用の構成



図：宅地の利用比率

また、建築棟数は、合計で約11.5万棟となっていますが、用途別にみると最も多いのが戸建住宅で65.8%を占めています。次いで多いのが集合住宅の21.9%で、これら住宅用途建物が全棟数の約9割近くを占めており、住宅都市としての性格が顕著といえます。

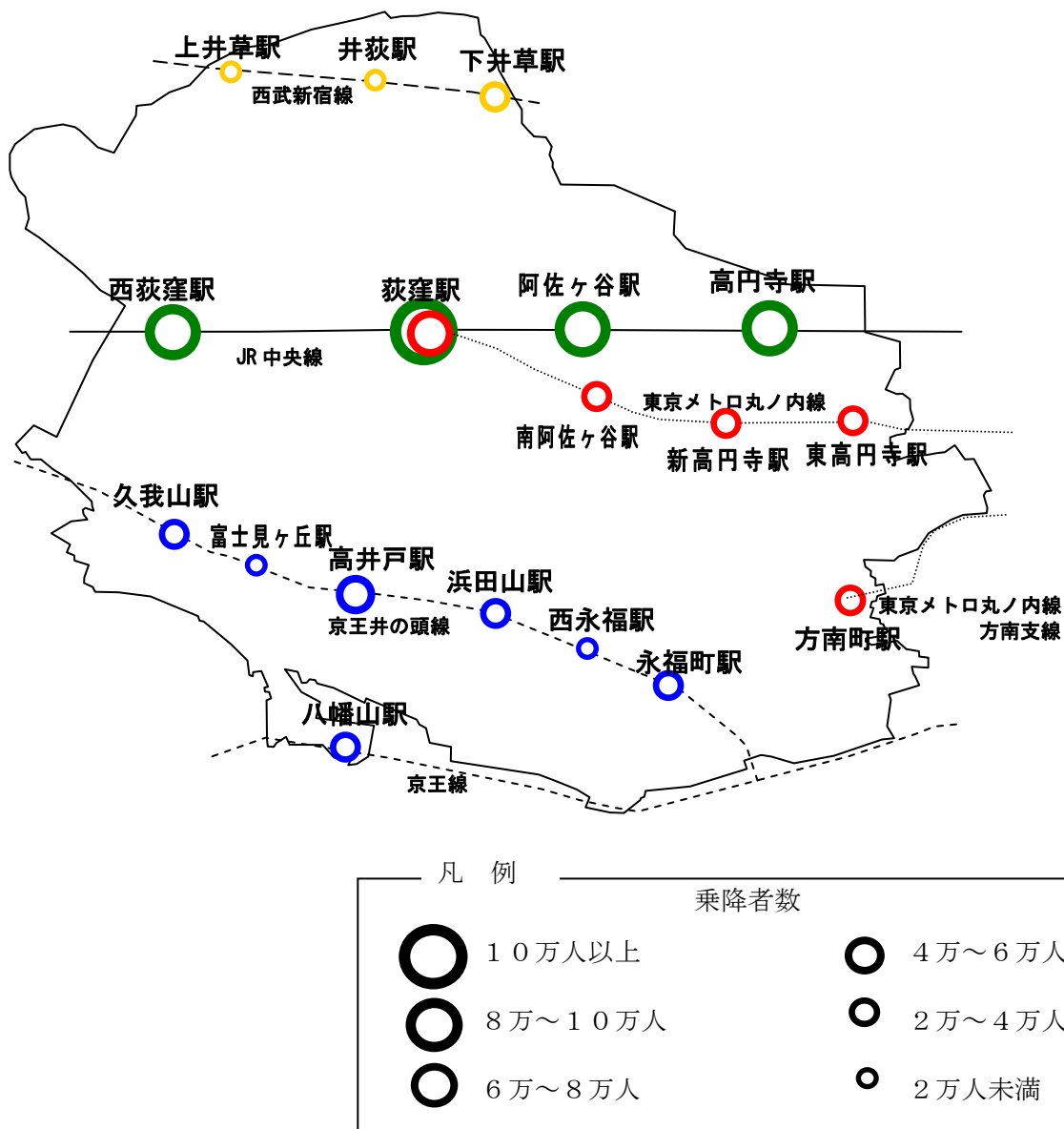
2-4. 公共交通・道路の状況

(1) 鉄道

①鉄道の利用状況とバリアフリー化状況

区内に鉄道は、ほぼ東西に走り、北から西武新宿線（3 駅）、JR 中央線（4 駅）、東京メトロ丸ノ内線（5 駅）、京王井の頭線（6 駅）、京王線（1 駅）の 5 路線で、合計 19 駅があり、都心部への交通利便性が高く、区民の大切な足となっています。

1 日あたりの乗降者数は、JR 中央線の各駅が他線に比べて多く、東京メトロも乗り入れる荻窪駅が区内最大の駅であり、乗降者数は合わせて約 23.6 万人/日です（JR：約 16.6 万人/日、東京メトロ：約 7.0 万人/日）。次いで JR 高円寺駅の約 9.6 万人/日、JR 阿佐ヶ谷駅の約 8.6 万人/日となっています。



図：杉並区内の鉄道・鉄道駅の状況

表：杉並区内の鉄道駅の平均乗降者数とバリアフリー化状況

平成 24 年 12 月末現在

	路線名	駅名	平均乗降者数 (平成 23 年度) * 1	バリアフリー化の状況		
				エレベーター	エスカレーター	だれでもトイレ
1	西武新宿線	下井草	23,039	○	○	○
2		井荻	19,176	○	○	○
3		上井草	19,740	スロープを設置済み		○
4	JR中央線	高円寺	96,110	○	○	○
5		阿佐ヶ谷	86,192	○	○	○
6		荻窪	166,598	○	○	○
7		西荻窪	80,266	○	○	○
8	東京メトロ 丸ノ内線 (方南支線)	東高円寺	30,833	△ * 2	×	○
9		新高円寺	32,336	○	×	○
10		南阿佐ヶ谷	21,611	○	×	× * 3
11		荻窪	69,792	○	○	△ * 4
12		方南町	31,095	× * 5	×	× * 5
13	京王 井の頭線	永福町	29,875	○	○	○
14		西永福	18,087	○	○	○
15		浜田山	28,169	○	×	○
16		高井戸	41,374	○	△ * 6	○
17		富士見ヶ丘	13,370	○	△ * 7	○
18		久我山	36,633	○	○	○
19	京王線	八幡山	39,321	○	○	○
	19 駅合計		883,617			
	荻窪 (JR+メトロ)		236,390			

* 1 平均乗降者数は、各鉄道事業者のホームページ掲載資料より集計した数値（JR 中央線の平均乗降者数は、乗車数を 2 倍した数値）です。

* 2 東高円寺駅は、荻窪方面エレベーターは設置済みです。池袋方面エレベーターは、平成 25 年度中に完成予定です。

* 3 南阿佐ヶ谷駅は、だれでもトイレを平成 25 年度中に完成予定です。

* 4 東京メトロ荻窪駅のだれでもトイレは、平成 24 年度中に完成予定です。

* 5 方南町駅は、バリアフリー化のための用地を取得し、エレベーター設置等の工事を計画中です。また、階段昇降機を平成 25 年度中に設置予定です。

* 6 高井戸駅のエスカレーターは、改札内は設置されていますが、改札外には設置されていません。

* 7 富士見ヶ丘駅のエスカレーターは、改札内は設置済みです。改札外は北口のみ設置されています。

(2) バス交通

杉並区内の南北方向交通には鉄道がなく、バス交通がたよりです。区内のバス路線は都営バス、西武バス、京王バス、小田急バス、国際興行バス、関東バスの合計6社、62系統あり、区民の日常的な移動手段として大切な役割を果たしています。

また、公共交通の利便性が不足している地域の解消と住民の日常生活に密着した公共交通機関として、マイクロバスを利用した南北バス「すぎ丸」3路線を運行しています。

(3) 道路

区内を通る国道は、甲州街道の1路線です。都道は、環状七号線や環状八号線、青梅街道、五日市街道等の計15路線です。また、自動車専用道路が2路線あります。これらと区管理道路を合わせると、道路延長は約741km、面積4.8k㎡となり、道路率は約14%です。

歩道については、歩行者と車両の通行を分離する交通安全上必要な施設ですが、区道においては幅員が狭いため設置できないのが現状で、歩道を設置している道路延長は約64km、区道延長の約10%にとどまっています。(平成24年4月1日現在)

また、南北を縦断する道路整備が遅れていることや、一部の区画整理事業完了地区を除くと不規則に連なった幅の狭い道路が多いなど、今後の整備を進めるうえでの多くの課題が残されています。

2-5. 施設の配置状況

杉並区内の公共施設、福祉施設、高齢者施設、商業施設等の配置状況は、次図「施設配置状況図」のとおりです。各施設の分布状況を見ると区役所、税務署、警察署など官公署施設は阿佐谷地区(東京メトロ南阿佐ヶ谷駅、JR阿佐ヶ谷駅周辺)に多く、大型商業施設や銀行などは荻窪地区(東京メトロ荻窪駅、JR荻窪駅周辺)に比較的多く分布しています。また、区民センター、福祉施設、区立公園等は区内全域に広く分布しています。

施設配置状況図

- 鉄道駅 ■ 官公庁・公共機関
- 区立小学校・中学校
- 児童館
- 図書館
- 地域区民センター
- 保健センター等
- 福祉会館・交流館
- 会館・公会堂・支援センター等
- 社会・児童・男女平等センター等
- 福祉事務所・福祉施設・作業所・生活園
- 病院 ● 診療所（病床あり）
- 体育館・運動場・プール・資料館
- 公衆トイレ
- 公園
- 銀行・信用金庫（窓口店舗）
- 大型商業施設
- ゆうゆう館・老人施設
- 区民集会室
- 区民事務所
- 公営住宅（区・都）



※○は駅を中心とした、半径約500mの円です

杉並区内バリアフリー化の主な実績

■鉄道駅（区内19駅）

項 目	平成15年7月末※	平成24年12月末	備 考
車イス等で公共用通路からホームまでエレベーターで移動可能な駅数	4 駅	16 駅	上井草駅（スロープで対応済み）を除く18駅中
だれでもトイレ	8 駅	17 駅	
誘導・警告ブロック	—	全駅設置済み	

■バス車両

項 目	平成15年7月末※	平成24年12月末	備 考
総車両数	796台	802台	
低床バス車両数	659台 (82.8%)	789台 (98.4%)	()内はそれぞれ総車両数に対する割合
うちノンステップバス	506台 (63.6%)	627台 (78.2%)	

■横断歩道・信号

項 目	平成15年7月末※	平成24年12月末	備 考
音響式信号機の設置	26箇所 (予定箇所含む)	48箇所 (設置済み箇所)	
エスコートゾーン の設置	—	23箇所	

■区営住宅

項 目	平成15年度末※	平成24年12月末	備 考
エレベーターの設置	4住棟	16住棟	

■区立施設

項 目	平成15年度末※	平成23年度末	備 考
スロープの設置 自動ドアの設置 車椅子対応トイレ設置	35.8%	52.3%	区民が自由に利用できる施設（学校や保育園等を除く）

■自転車対策

項 目	平成15年度※	平成24年12月末	備 考
自転車放置台数（日平均）	7,056台	1,641台	

※杉並区交通バリアフリー基本構想策定時（平成15年12月）の直近のデータ

2-6. 杉並区バリアフリーアンケート調査

区では、バリアフリー施策の継続的な発展を図るため、平成 22 年度に杉並区バリアフリーアンケート調査を行いました。アンケート調査の結果では、駅やバスのバリアフリー化の状況については比較的満足度が高いものの、駅周辺の道路や建物に関しては満足度がやや低い傾向にあります。また、今後のバリアフリーの取組みでは、駅や鉄道車両、道路、バス車両、心のバリアフリーが重要とする方の割合が高くなっていますが、建物のバリアフリー化についても重要とされています。

今後は、少子化・高齢化の一層の進展が見込まれ、誰もが移動しやすいまちづくりの推進が求められています。

(1) 調査のあらまし

◇調査対象

	配付数	回収数（回収率）
高齢者団体（区いきいきクラブ連合会）	800	611（76.4%）
障害者団体（区障害者団体連合会）	400	256（64.0%）
子育て世代（区内の保育園のうち 24 保育園の 2 歳児クラスの保護者）	435	215（49.4%）
合 計	1,635	1,085（66.4%） *調査対象不明 3 を含む

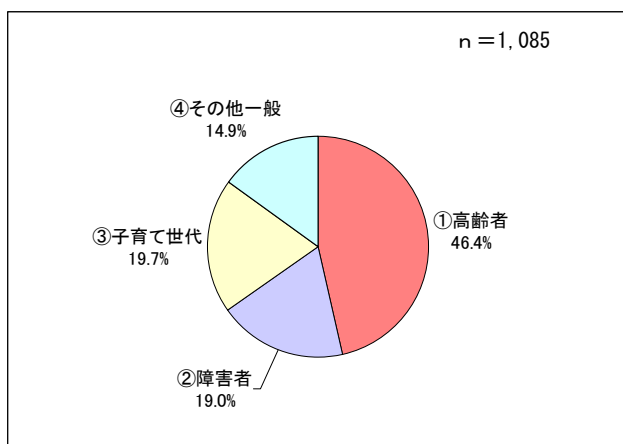
◇調査方法 各団体及び保育園へ配付、回収を依頼

◇調査期間 平成 22 年 9 月上旬から 11 月上旬

◇調査内容

- | | |
|-----------------------------|---------------------------------------|
| ①よく利用する駅や駅周辺とその目的 | ⑥駅周辺などで利用する公共施設や商業施設、医療施設等のバリアフリー化の状況 |
| ②駅施設のバリアフリー化の状況 | ⑦心のバリアフリー |
| ③駅周辺の「道路」のバリアフリー化の状況 | ⑧今後の取組み |
| ④駅周辺の「信号機や横断歩道等」のバリアフリー化の状況 | ⑨自由意見 |
| ⑤バスのバリアフリー化の状況 | |

◇回答者の属性別



※ 属性の分け方

高 齢 者：65 歳以上

（障害者手帳をお持ちの方を除く）

障 害 者：障害者手帳をお持ちの方

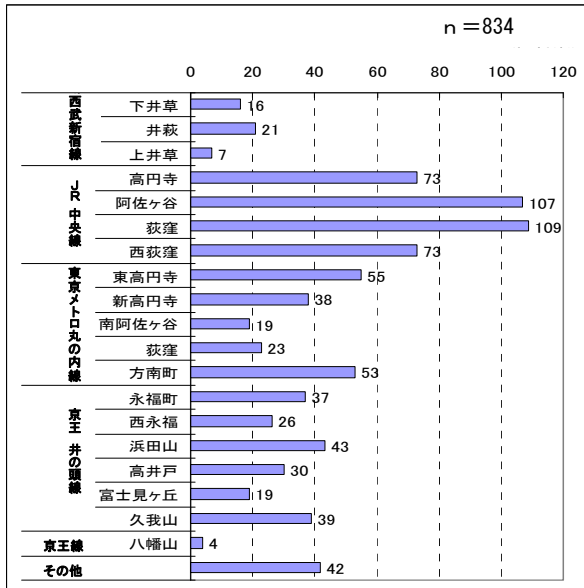
子育て世代：2 歳児クラスの保護者

その他

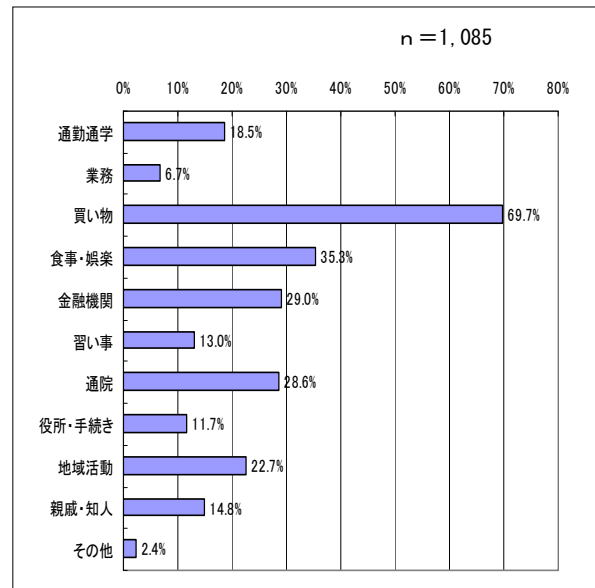
(2) 調査結果の概要

① 駅及び駅周辺の利用状況

よく利用する駅や駅周辺

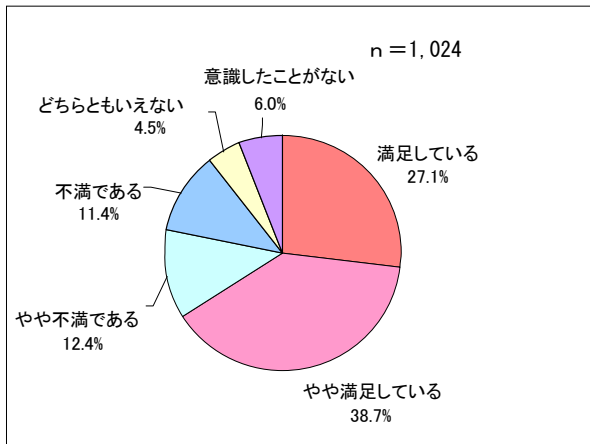


よく利用する駅や駅周辺に行く目的

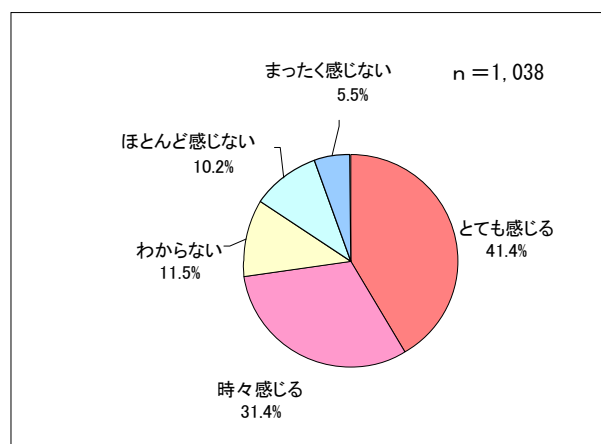


② よく利用する「駅施設」のバリアフリー化の状況

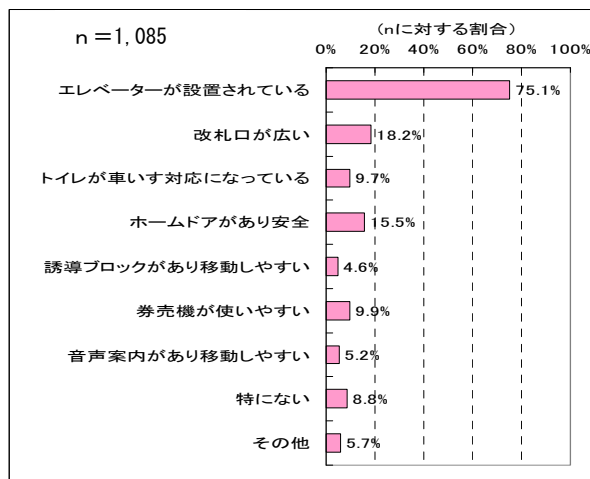
バリアフリー化状況の満足度



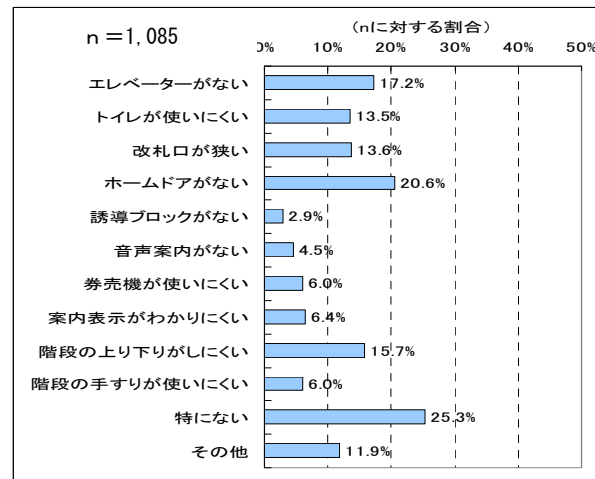
以前に比べ利用しやすくなったと感じるか



利用しやすいと感じる点



不便・危険と感じる点



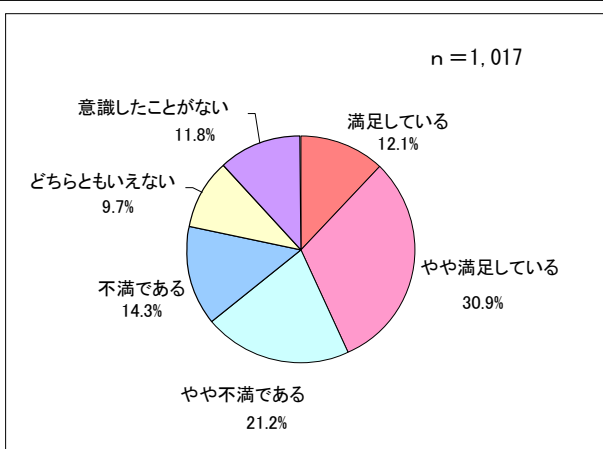
駅施設のバリアフリー化状況については、「満足している」「やや満足している」を合わせると約66%です。

利用しやすいと感じる点は、エレベーターが最も高い評価で、次に、改札口が広い、ホームドア等があり安全などがあげられています。属性別でもエレベーターが最も評価されています。その他、高齢者や障害者はホームドア等や改札口を評価、子育て世代は改札口やトイレを評価しています。

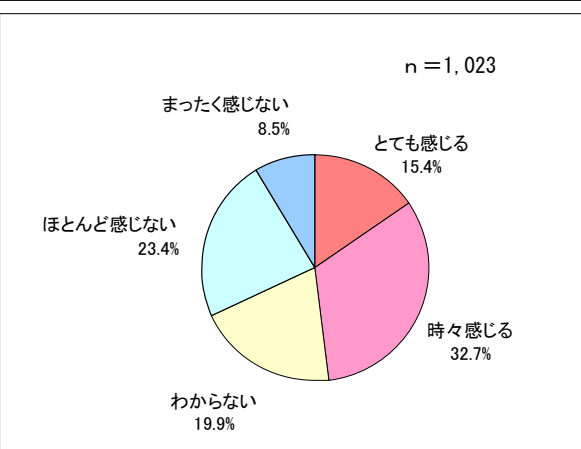
不便・危険と感じる点は、主に、ホームドア等がない、エレベーターがない、階段が上り下りしにくいなどがあげられています。障害者ではホームドア等がないことが最も多く、子育て世代は改札口の狭さが最も多くなっています。

③ よく利用する駅周辺の「道路」のバリアフリー化の状況

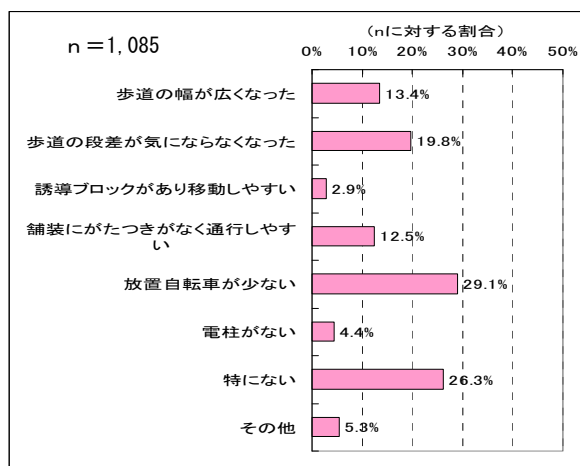
バリアフリー化状況の満足度



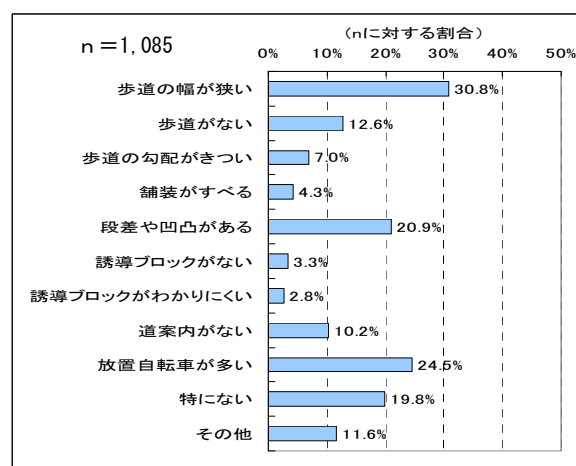
以前に比べ利用しやすくなったと感じるか



利用しやすいと感じる点



不便・危険と感じる点

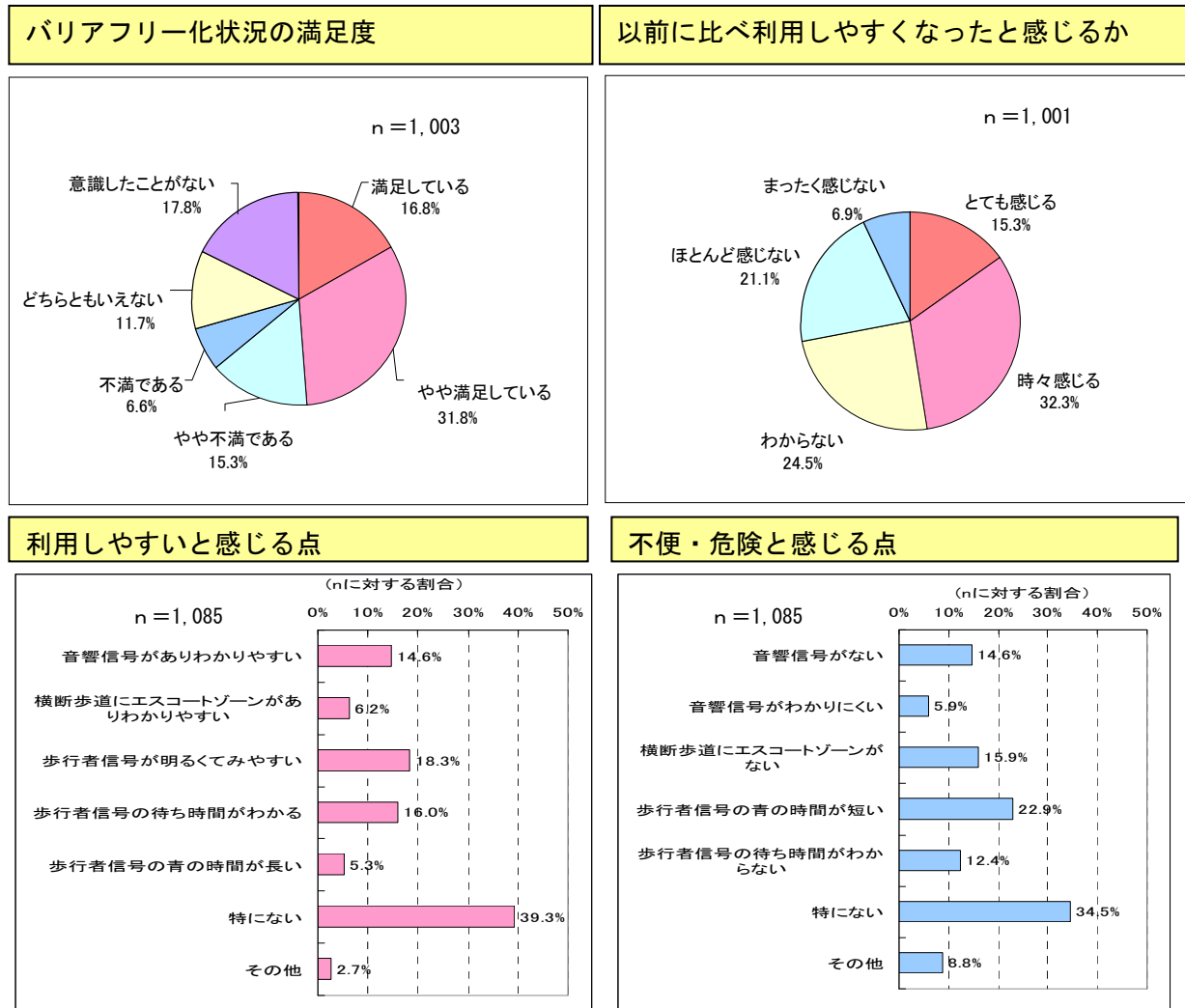


駅周辺道路のバリアフリー化状況については、「満足している」「やや満足している」を合わせると約43%です。

利用しやすい点は、主に、放置自転車が少ない、歩道の段差が気にならなくなったなどがあげられています。属性別でも同様の傾向にあります。

不便・危険な点は、主に、歩道の幅が狭い、放置自転車がが多い、段差や凹凸があるなどがあげられています。障害者では「放置自転車がが多い」や「段差・凹凸がある」が比較的多く、子育て世代では、「歩道の幅が狭い」が特に多くなっています。

④ よく利用する駅周辺の「信号機や横断歩道等」のバリアフリー化の状況



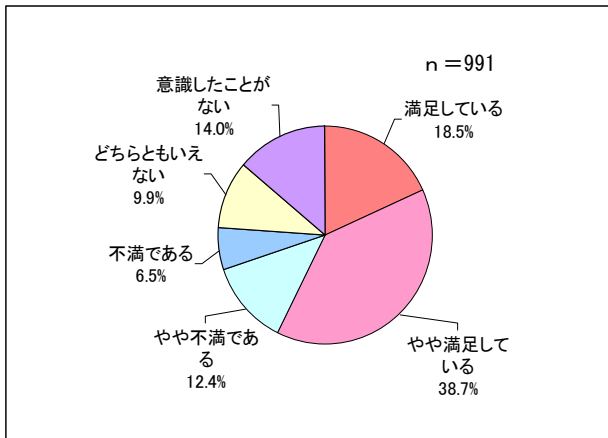
駅周辺の「信号機や横断信号等」のバリアフリー化状況については、「満足している」「やや満足している」を合わせると約49%です。

利用しやすい点は、主に、歩行者信号が明るくてみやすい、歩行者信号の待ち時間がわかる、音響信号がありわかりやすいなどがあげられています。高齢者は歩行者信号が明るくてみやすいこと、障害者は歩行者信号の待ち時間がわかることを多くあげています。

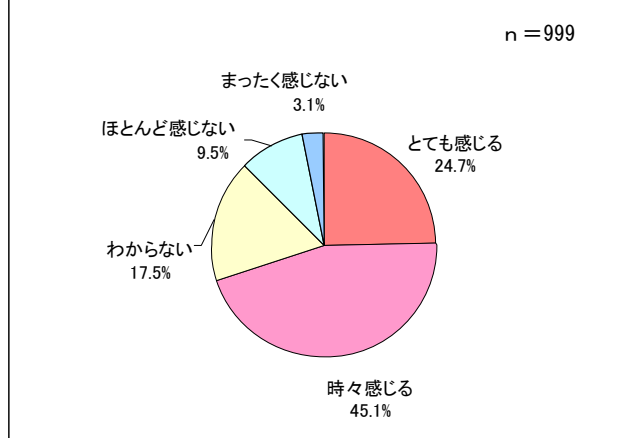
不便・危険な点は、主に、歩行者信号の青の時間が短い、横断歩道にエスコートゾーンがない、音響信号がないことがあげられています。高齢者は歩行者信号の青時間が短い、障害者はエスコートゾーンがないことを多くあげています。

⑤ バスのバリアフリー化の状況

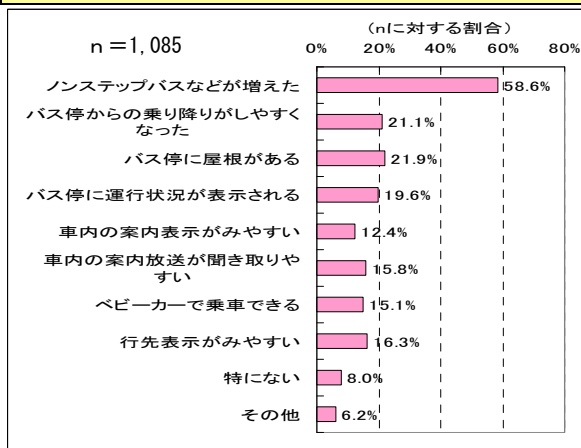
バリアフリー化状況の満足度



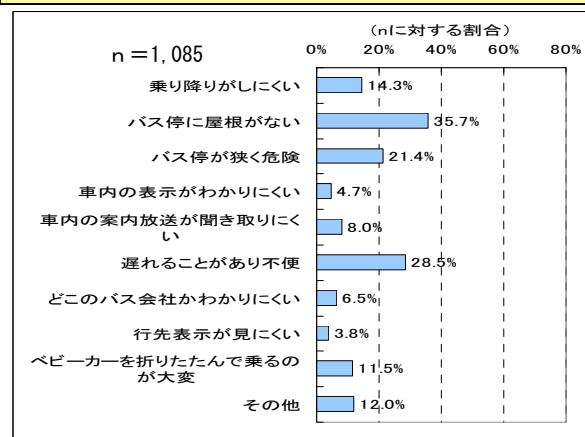
以前に比べ利用しやすくなったと感じるか



利用しやすいと感じる点



不便・危険と感じる点

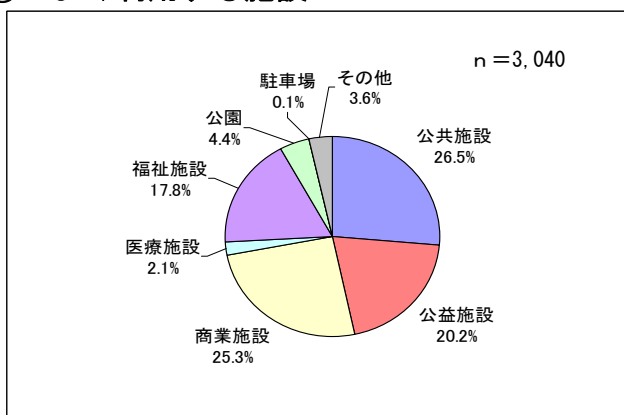


バスのバリアフリー化状況については、「満足している」「やや満足している」を合わせると約57%です。

利用しやすい点は、主に、ノンステップバスが増えたことがあげられています。高齢者、障害者、子育て世代ともに、ノンステップバスが増えたことを高く評価しています。

不便・危険な点は、主に、バス停に屋根がない、遅れることがある、バス停が狭く危険などをあげています。属性別でも同様の傾向にあります。特に、子育て世代では、「ベビーカーを折りたたんで乗るのが大変」を多くあげています。

⑥ よく利用する施設

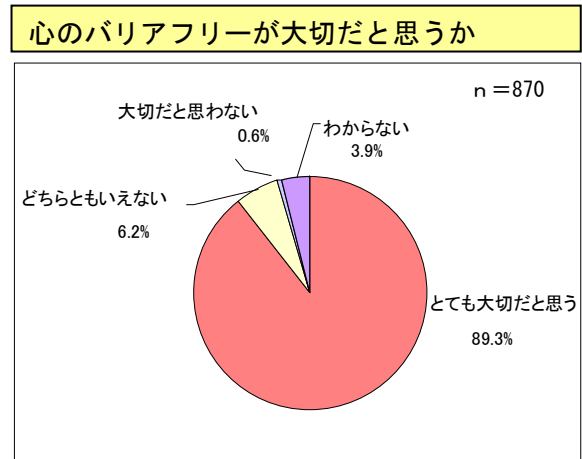
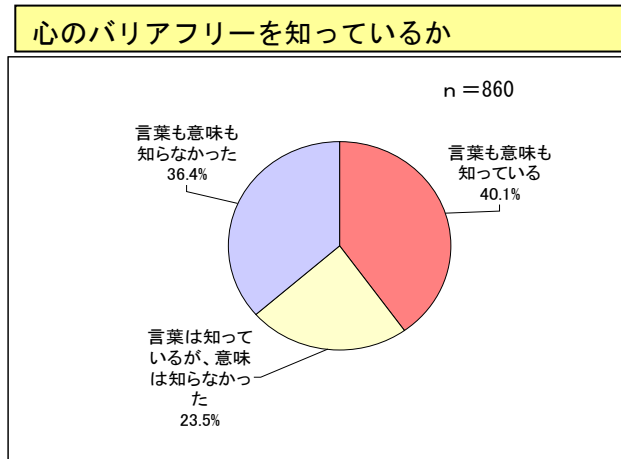


施設の分け方

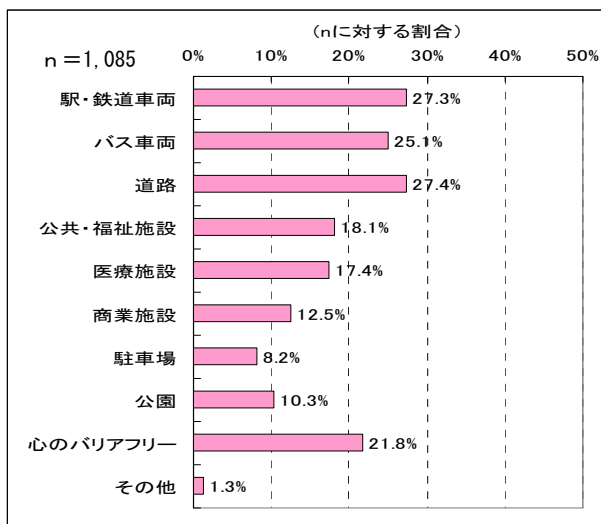
- ・公共施設 区役所、図書館、区民センターなど
- ・公益施設 銀行、郵便局など
- ・商業施設 大型店舗、スーパーなど
- ・福祉施設 ゆうゆう館、保育園など
- ・医療施設 病院、診療所など

公共施設、商業施設の利用が多く、つづいて、公益施設、福祉施設の順となっています。高齢者は公共施設が多く、障害者、子育て世代では、商業施設が多くなっています。

⑦ 心のバリアフリー



⑧ 今後のバリアフリーの取組みで重要なこと



道路や駅施設が多く、つづいて、バス、心のバリアフリーの順となっています。属性別でも同様の傾向にあります。

⑨ 自由意見

- 出入口の段差や狭い歩道、放置自転車がが多く危険な場所が多い。安全安心のまちづくりには心のバリアフリーが大切である。
- 障害者が行きたいところに行けるまちづくりを希望する。障害者が心地よく生きていく為には心のバリアフリーの大切さを日々感じる。
- 公共の駐輪場を増設して、路上駐輪を減らせば、足の不自由な方や高齢者、ベビーカー利用者も使いやすくなる。
- 大きな街道の横断歩道に誘導ブロックを設置してほしい。
- バスの停車場に次のバスがどこに居るか分かる案内があるとよい。
- 駅周辺の放置自転車のため、車いす通行が困難で危険。「心のバリアフリー」を推し進めてほしい。
- 小・中学校等で高齢者、障害者への理解を深める教育をしてほしい。
- 歩道のバリアフリー化を計画的に進めてほしい。

等

3 用語解説

「法律」は「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」をいう

あ 行	エスコートゾーン	視覚障害者が安全に横断歩道を渡ることができるよう誘導するため、横断歩道上に敷設する突起体の列（点状ブロック）のこと。
か 行	建築物特定施設	出入口、廊下、階段、エレベーター、便所、敷地内の通路、駐車場その他政令で定める建築物又はその敷地に設けられる施設（法律第2条18）。
	心のバリアフリー	高齢者や障害者などが自立した日常生活や社会生活を確保する重要性について理解を深め、高齢者や障害者の移動や施設の利用等を妨げないこと、必要に応じて手助けや協力をすること。
さ 行	重点整備地区	移動等円滑化のための事業を重点的かつ一体的に実施することが、総合的な都市機能の増進を図る上で有効かつ適切であると認められた地区で、法律に基づく基本構想に定める地区（法律第2条21、第25条）。
	生活関連施設	高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設その他の施設（法律第2条21イ）。
	生活関連経路	生活関連施設相互間の経路（法律第2条21ロ）。
た 行	だれでもトイレ （多機能トイレ）	車いす使用者が利用できる広さや手すりなどに加えて、おむつ替えシート、ベビーチェア、オストメイト用の汚物流しなどの設備を備えて、車いす使用者だけでなく、高齢者、障害者、子ども連れなど多様な人が利用可能としたトイレのこと。
	低床バス	床面を低く作り（地上面からの高さは65cm以下）、入り口の段差を小さくして乗降しやすくしたバスのこと。
	特定公園施設	移動等円滑化が特に必要なものとして政令で定める施設（法律第2条13）。政令では、公園施設都市公園の出入口、駐車場と主要な公園施設との間の経路を構成する園路及び広場、休憩所、便所、水飲場、手洗場、掲示板、標識などを定めている。
	特定事業計画	法律に基づく基本構想に記載された特定事業（バリアフリー化に関する事業）に関し、関係する事業者が作成する計画。公共交通事業者が作成する公共交通特定事業計画、道路管理者が作成する道路特定事業計画、公安委員会が作成する交通安全特定事業等がある（法律第28条、

		31条、33条、34条、35条、36条)。
た 行	特定道路	生活関連経路を構成する道路法による道路のうち多数の高齢者、障害者等の移動が通常徒歩で行われているもので、国土交通大臣がその路線及び区間を指定したもの(法律第2条9)。
	特定路外駐車場	路外駐車場(道路法に規定する自動車駐車場、都市公園法に規定する公園施設、建築物又は建築物特定施設であるものを除く。)であって、自動車の駐車のために供する部分の面積が500㎡以上であるものであり、かつ、その利用について駐車料金を徴収するもの(法律第2条11)。
	特定旅客施設	旅客施設のうち、1日あたりの平均的な利用者数が5,000人以上であること、その他の政令で定める要件に該当するもの(法律第2条6)。
	特定建築物	学校、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、ホテル、事務所、共同住宅、老人ホームその他の多数の者が利用する政令で定める建築物又はその部分をいい、これらに附属する建築物特定施設を含むものとする。(法律第2条16)
	特別特定建築物	不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する特定建築物であって、移動等円滑化が特に必要なものとして政令で定めるもの(法律第2条17)。政令では、盲学校、聾学校、養護学校、病院、診療所、劇場、観覧場、映画館、演劇場、集会場、公会堂、展示場、百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗、ホテル、旅館、保健所、税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署、老人ホーム、福祉ホーム、老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの、体育館、水泳場、ボーリング場、遊技場、博物館、美術館、図書館、公衆浴場、飲食店、郵便局、理髪店、銀行、車両の停車場、駐車施設、公衆便所、公共用歩廊等を定めている。
な 行	内方線付き点字ブロック	視覚障害者の転落を防止するため、ホーム内側部分に線状突起を設けてホームの内外が分かるようにした点状ブロックのこと。
	ニーリング装置	バスの乗り降りをしやすくするため、エアサスペンション(空気バネ)の空気を抜いて車高を下げる装置のこと。
	ノンステップバス	低床バス的一种で、乗り降りを容易にするため、バスの

		床面を超低床構造（地上面からの高さは概ね 35 cm以下）として乗降ステップをなくしたバスのこと。
は 行	バスロケーションシステム	バスの現在位置を把握して、利用者に対してバスの運行状況やバス停への接近情報などをバス停留所やインターネット、携帯電話などに表示・提供するシステムのこと。
	福祉タクシー車両	障害者等が利用できる構造となっているタクシーのこと。車いすのままでも乗り降りできるリフト付きタクシーなどがある。
	副籍	特別支援学校小・中学部在籍の児童生徒が、居住地の小・中学校に副次的な籍をもち、交流を通じて居住地とのつながりの維持・継続を図る制度
や 行	ユニバーサルデザイン	年齢・性別・能力・国籍等の違いにかかわらず、すべての人が使いやすいように建築物、製品、環境及び制度やサービスなどをあらかじめデザインすること。
ら 行	連続立体交差事業	市街地において道路と交差している鉄道を一定区間連続して高架化又は地下化することで立体化を行い、多数の踏切の除却や新設交差道路との立体交差を一挙に実現する都市計画事業。
わ 行	ワークショップ	さまざまな立場の人々が集まって、参加者が自ら参加・体験することや、自由に意見を出し合い、互いの考えを尊重しながら、意見や提案をまとめ上げていく場。住民参加型まちづくりにおける合意形成の手法としてよく用いられている。

ご意見をお寄せください

杉並区バリアフリー基本構想（案）について

次の1から3の該当する欄にご記入の上、ご意見をお書きください（お名前等の公表はいたしません）

1 杉並区内にお住まいの方

お名前	ご住所
-----	-----

2 杉並区内に通勤・通学されている方

お名前	ご住所
勤務先 学校名	所在地

3 事業者の方

事業者名	所在地	代表者名
------	-----	------

【ご意見をご記入ください】

【提出方法】 ご記入後、この用紙を受け取られた窓口にご直接提出していただくか、下記提出先あて郵便またはファックスでお送りください。

- 期 限 平成25年6月10日（月）必着
- 提出先 杉並区 都市整備部 都市計画課
〒166-8570 杉並区阿佐谷南1-15-1
電話 03（3312）2111（代表） 内線3507
FAX 03（5307）0689

◎ ご意見に対する区の考え方は、広報すぎなみ、区ホームページで平成25年8月頃に公表する予定です。